

翻刻『浪華之記行』『大坂城御番所勤方文書』『御支配所勘定太田直次郎様御宿一件』

大阪府立中之島図書館 小笠原 弘之・八木 美恵

大阪府立中央図書館 北川 敬子・日置 将之・苗村 昌世・

山田 瑞穂・佐藤 敏江

はじめに

今回は、大坂に関係した幕府御用に関する文書三点、藩主の大坂城代着任のための先遣隊の道中記（元治年間）、幕臣の長崎着任の道中（享和年間）、大坂城での任務に関する資料（天保年間）の三点を取り上げた。

一浪華之記行（二二三・六・一四八）

底本は大阪府立中之島図書館蔵 一冊（十三・五×二〇

cm）表・裏表紙各一、本文五十六丁

同書は、常陸笠間藩主牧野越中守貞明が大坂城代職を拝命、先用役を命じられた笠間藩士が著した大坂への往還記である。元治元年（一八六四）十二月二十日に江戸を出发、



翌慶応元年（一八六五）一月五日に大坂に到着、六日に入城、前任である三河吉田藩との引き継ぎ業務を開始、十五

日昼には藩主一行の着坂を受け、約一年の大坂城勤務の後、江戸長詰を拝命往路で立寄ることができなかつた名所を観光しながら笠間を経由して江戸日

比谷屋敷へ到着、江戸詰の任に就いたところで、この紀行文を終えている。大坂城勤務の内容については別途『御用日記』を認めていたらしく割愛されている。

本文は、大部分を江戸から大坂までの往路の道中に割り、帰路については、往路で立寄ることができなかつた名所観光に留め、朋輩とともに、道中の土地の名物、名所を堪能し、昔日に思いを馳せ、一句をひねるなど、封建下の人々にとつての旅の在り方が窺えると共に、幕末の東海道の名所案内の態をなしている。



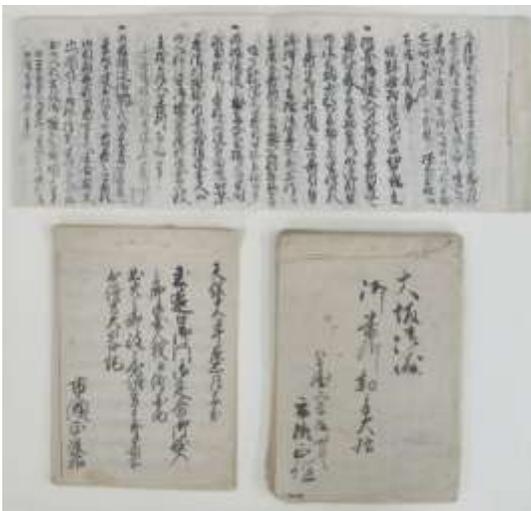
因に、牧野越中守貞明はこの後、戊辰戦争で幕府軍が敗れると、大坂城を脱出、慶応四年（一八六八）一月二十日に大坂城代を辞任し、最後の大坂城代となった。

二 大坂城御番所勤方文書 (文書二三四)

「大坂城御番所勤方文書」(目録後掲)は、丹波篠山藩の青山家の家臣市瀬家の宝暦から明治にかけての記録である。その中から、五代藩主青山因幡守忠良の大坂城代時代の仕事に関する記録の内主なものを取り上げた。青山因幡守忠良は、天保十一年(一八四〇)十一月三日から弘化元年(一八四四)十二月二十八日まで大坂城代を勤めた。前掲「浪華之記行」の最後の「大坂城代・笠間藩主牧野貞直から数えて八代(二十年)前に当たる。

大坂城内には、行政官僚である大坂城代の他、城代補佐役の京橋口・玉造口両定番、大坂城守衛業務担当として旗本で構成される大番衆に加勢する四加番(山里丸・青屋口・中小屋・雁木坂)と、常時あわせて六名の大名が自らの家臣も率いて勤務していた。

城内をいくつかの区域に分割して常時これらの武士が詰め、本丸と二之丸南側を東西大番頭および大番衆が、本丸北側の山里丸と二之丸東側一帯は加番が、それぞれ屋敷(小屋)を構え警固していた。また、城内から外部に通じる大坂城の追手口・京橋口・玉造口の三口にはそれぞれ城代、両定番上屋敷が構えられ、その配下の武士が周辺を



警固していた。

大坂城代上屋敷は、城内と大坂三郷の町人地に向けて開いた江戸期大坂城の表玄関である追手門の内部にあった。『撰営秘録』によれば、城代の管理区域には、見附番所が二ヶ所、札改番所が三ヶ所あったとされる。上屋敷から追手門や南仕切門への順路の分岐点に見附大御番所、京橋口定番の守衛地との境にある北仕切門に見附番所があり、追手門枡形の周辺には、城内出入管理のため鑑札を確認する張番所、枡形番所、足軽番所があった。本文書内に登場する市瀬大次郎は、者頭などを勤めており、その他の記録からも、市瀬家の人々はいくつかの番所に勤務し、徒士・足軽などを束ねていた平士身分の武士だったと推察される。

(二)『大番交代時之出役覚』(文書二三四・二)

天保十二年(一八四二)八月の大番大交代の際の追手口における業務記録である。

大坂在番の武士のうち、行政官僚である大坂城代や両定番および東西両奉行にははつき

りとした任期は無いが、軍役の大番・加番については、寛永年間（一六二四～一六四三）に制度化されて以降、任期は一年となっていた。目付も半年交代で、これら短期任務の交代を一斉に八月頭から中旬にかけて行っていた。年によって多少のずれがあるものの概ね日割が決まっておおり、一般的に八月朔日までに着坂の上、二日には追手口から加番衆が仮御城入。三日京橋口より山里御加番、四日追手より青屋口御加番、五日玉造口より中小屋御加番、六日玉造口より雁木坂御加番が交代。重ねて五日追手口より東御番頭が仮御城入、七日玉造口から御城入。十日に追手より西御番頭が仮御城入、十二日に追手より御城入。両番頭の御城入の間に、大番衆の小交代も行われる。

早朝より行われる交代の儀式は、『金城聞見録』に「其行装甚厳にして且花麗也。此日市中の男女袖を連れ廣原に出て見物す。」とある様に、豪華で威厳があり、大坂市中の人々はこぞって大手門に見物に訪れ、江戸後期には大坂の年中行事の一つとして根付いていた。

(二) 『玉造口御門定番御城入之節御固人数并絵図面』（文書二三四・三）

天保十五年（一八四四）に、玉造口定番として着任する出羽長瀨藩・米津越中守政懿の御城入の儀式の参考として、前任の越前敦賀藩・酒井右京亮忠毘が、天保十二年（一八四一）に御城入した際の記録が公用方より回覧され、それを書写したものである。後半には出火の際、御番所勤務者が取るべき対応についての心得が添付されている。

(三) 『大坂御城御番所勤方大格』（文書二三四・六）

前二点の資料と違い、記録ではなく手引書として作成されたものである。各門の開閉、追手門内の城代上屋敷と各御番所の取次方法、大坂城に出入りする鑑札の確認方法、問題が起こった時の対処などを詳細に記している。加番衆の内、大交代の際に唯一追手口から御城入する青屋口御加番の交代の手順について最後のかなりの部分を割いている事から、八月の大交代が大坂城勤務者にとって重要な職務であったことが窺える。

参考文献

- 「大坂城誌」小野清編著 名著出版復刻 昭和四十八年（三七八・八七九）
「大坂城の歴史と構造」松岡利郎著 名著出版 昭和六十三年（七二九・八九三）
「撰宮秘録」中村勝利校注 日本古城友の会城郭文庫 昭和五十三年（三七八・一二七九）
「金城聞見録」政芑著（甲和・七一六）

三 御支配所勘定太田直次郎様御宿一件(三二八・二九二・一四八) 一綴

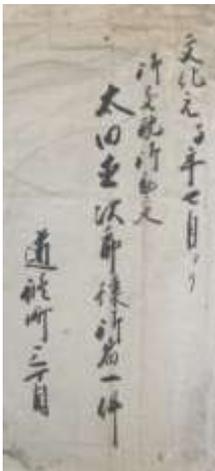
本文書は、菓の町として知られている道修町の元禄〜明治初年にわたる各時代約八六〇点の資料群で、当時の三丁目住人の人口動態・経済の動き・町内の取締・警備・行事・諸規定を網羅した町方文書―「道修町文書」(三二八・一〇二〜二九二)―の内の一点で、幕臣大田直次郎の長崎勤務赴任時の道中の大坂宿泊時の記録である。

大田南畝 寛延二年(二七四九)〜文政六年(一八三三)

名は覃、通称直次郎のち七左衛門、号、南畝・四方赤良・四方山人・蜀山人・寝惚先生・杏花園等。幕府の役人であったが、幕臣としてよりも文化人として知られており、黄表紙、

嘶本、洒落本、滑稽本、狂詩集等の著作があるが、

南畝の名前を高らしたのは狂歌で、天明狂歌の中心的存在であったが、天明七年狂歌・戯作と絶縁、因みに、この後寛政の改革により、朋誠堂喜三二や蓬萊山人帰橋の止筆命令、恋川春町の自殺、門人宿屋飯盛の江戸払い、山東京伝の手鎖の刑、版元蔦屋重三郎の身代半減等、受難時代を迎える事となる。



江戸の文化のリーダー的存在であった南畝と大坂の関係をみていくと、

享和元三月〜二年三月、大坂勘定として大坂銅座に滞在、在坂の様子は「葦の若葉」(日記)

「遡遊従之」(中之島図書館蔵 翻刻有) 等で窺える。「遡遊従之」(問答書 自筆)は、南

畝の質問に木村兼葎堂が答えたもので、兼葎堂は南畝へ答書を持参後間もなく(享和二年一月)没している。兼葎堂と共に、当時の大坂の地で、必見と言われた住吉へも参詣しており、本文書の献立控中の追加文に来客として出てくるかぶらほ(蕪坊、佐伯重甫)と、住吉の浦で合う約束をしたが、かけ違つて会えず、茶店の柱に和歌一首を書いて帰つたという話もこの前後である。(住吉大社の境内に句碑有)

「改元紀行」(往路)「壬戌紀行」(帰路)はこの時の紀行文である。

南畝が、蜀山人を号したのは、この在坂中で、銅の異名が「蜀山居士」である事により、住友家の私家版「鼓銅函録」(享和年間刊)には、蜀山人の題字が入っている版がある。

南畝の交遊範囲は広く、南畝を中心とする狂歌グループ四方連には、五世市川团十郎(花道つらね)始め江戸歌舞伎役者が揃っており芝居好の面目躍如たるものがある。大の三津五郎最負であった事から、上方役者の代表格ともいえる三代目歌右衛門を嫌っていたが、後年最負となり、「梅玉余響」(天保九年猿笠著)には、「狂歌は蜀山人にとひしが浪花にか

本文において朱で記された部分はそのま朱で表記した。また、本文において行の横に補記された部分は青で表記した。
 付箋は、指示された個所に書き入れた。
 判読できなかった文字は□で表記、判断に迷った場合は文字のしたにカを付した。
 活字のない文字は□にルビで表記し、()内に文字の説明を付した。

大坂城御番所勤方文書目録

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
略会席料理献立	御給仕方心得書	〔諸事勤方〕心得	口達之覚	〔御固所詰交代ニ付通達〕	大坂御城御番所勤方大格	御城近辺出火之節下馬先御固メ人数操出行列 八町四方出火之節火消人数 三ヶ寺(天王寺・建国寺・専念寺) 大坂市中出火之節以上	御城近辺出火之節下馬先御固メ人数操出行列 八町四方出火之節火消人数 三ヶ寺(天王寺・建国寺・専念寺) 大坂市中出火之節以上	忠良公御城代中 三御寺御参詣市中御巡見 遠方御巡見 両町奉行御出 御下屋敷江御出之節御門操出惣御人数割	玉造口御門御定番御城入之節御固人数并絵図面 付)出火之節役々心得方其外御番所心得方大略記	大番交代時之出役覚	御城入之日上旅使宿直勤并市中巡見御城外御行列
	文政7年借用写置	文政2年10月中旬		4月12日			壬寅7月改	天保15年3月	天保12年8月	天保12年閏正月27日	
小納戸	市瀬			市瀬大次郎あて鈴木幸右衛門・堀内弾右衛門出	箕浦又市殿ニ貫之市瀬正誼	松田久右衛門より貸写置 斎藤控	御供頭控借写 御地目付…近藤半助	市瀬正忠控			
			御狩之儀								

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12-6	12-5	12-4	12-3	12-2	12-1
〔明治維新規律改正ニ付再触写〕	大赦ニ付御咎御免	蓋簪会規約	〔鹿児島県下騒憂ニ付笹山士族会 開催通知等下書〕	乍恐御窺書	笹山藩藩士録	〔宝物目録〕	〔城内宝物等目録〕	目録	〔大名家格覚〕	交肴一尾	五色毛氈之内	到来之鳥子紙	先□申し付候 六日	・ ・ ・ 塩鮭之内いぶし鮭 ・ ・ ・	小納戸より差出物品状
2 明治 日 治 6 年 7 月	辰 2 月	〔明治〕	明治 10 年 3 月			10 月 25 日		文化 7 年 2 月 8 年 10 月							
貫属区長	元八上新村出生 当時無宿 記助 代人	笹山士民学芸之 会	笹山士族あて 安藤					奉書 奉文 御 内書写		小納戸	小納戸	小納戸	小納戸	小納戸	小納戸
		擁翠書楼蔵用箋使 用		領内儉約ニ付伊勢 講并ニ愛宕講改正 借 銀濟方仕法		堀内主殿持ち帰り	善右衛門持ち帰り		初官位家格等						

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23
書簡	書簡	書簡 (法事お知らせ)	麻疹処方書	〔多葉粉代銀覚〕	〔覚〕	〔法事覚 22年5月12日〕	〔端午之祝儀目録〕	御歎帳 到来物帳	隆興君拝賜御服添書 (包紙共)	日々〔覚〕	〔御役履歴〕	御屋敷絵図面	由緒書仮写	〔小学校寄付申出書〕	式番組定約証
12月10日	11月15日	4月14日	文政7年孟春					文政元年～7年	宝暦13年	明治12年～18年	天保12年～明治3年	文化7年9月2日		12月16日	明治9年11月29日
旦那あて つき出	市瀬家内一同あて馬場先御門番所枡形〔市瀬〕大次郎出	沢井充中・一瀬順吉郎・市瀬□三郎・松田大右衛門・田塩おとらあて 市瀬寅太郎出					板倉佐渡守	鶴三郎・平三郎関係		市瀬大次郎 市瀬寅太郎		市瀬四郎右衛門		式番組惣代市瀬寅太郎等8名	
					高田先生関係	22年5月12日 (旧4月13日当日)			宝暦8年大坂城代 拜命二付賜服	隠居願 買物覚等		□建継絵図面 願差出ル取払并切 文化七年九月二日	市瀬正誼とその子供 (三男児)		家禄奉還二付儉約之社結成

53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39
書簡	書簡下書 実三郎病死二付遺留 物品御下渡之為上阪	書簡包紙 (15件)	書簡	書簡	書簡	書簡 (包紙共)	書簡	書簡	書簡	書簡 (年始状)	書簡	書簡	書簡	書簡
7月13日			極月21日	9月12日	8月9日	4月12日	3月28日	2月11日	2月2日	正月		8月23日	正月5日	1月26日
市瀬寅太郎あて 石田五三郎出	市瀬大次郎代市瀬 寅太郎 砲兵第四連隊あて 衛門 蜂須賀小 原六左衛門 堀内 弾右衛門鈴木幸右 青山惣左衛門 吉	大次郎あて 市左 衛門出	市瀬大次郎あて 甲賀安定出	市瀬大次郎あて御 藤□□を出	市瀬大次郎あて 堀内弾右衛門・鈴木 幸右衛門出	一瀬大次郎あて 鈴木鍋五郎出	市瀬大次郎あて須 藤幸左衛門出	一瀬大次郎あて 甲賀又左衛門出	市瀬平馬・大次郎あ て 甲賀彦三郎(季 綱)・又左衛門(道 熙)出	市瀬四郎右衛門あ て 寺井伊兵衛教 寛出	市瀬四郎右衛門あ て 河合次郎太夫 (重徴)出	市瀬御三方あて わかむら忠治	市瀬あて 小林與 惣治出	
	裏面…受領書見本書			前破損										

71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54
野調(漢詩)	漢詩(山陽七言)	奉寿 前藩主八句華甲(漢詩)	加茂社御奉納之御製	古々路覚	高砂 五段の次第	[謡演目]	長寿養生覚	書簡(刃傷一件下書)	書簡下書	書簡	書簡 鳥羽伏見の戦いの様子	書簡(悔状)	書簡	書簡(見舞状)	書簡包紙(5件)	書簡	書簡
						4月26日 4月5日	文政8年冬				正月4日	極月7日		4月25日		2日 明治23年1月	8月19日
市瀬強齋生実所持		市瀬正居	関白輔熙熙 中務 卿職仁親王等				青山凌善御隠居ニ 借用写置		岸本治右衛門・御内 室あて 市瀬一同 出			出 お万寿あて 平内	祖母あて こま	市之瀬平太郎あて 岸本出	市瀬寅太郎あて 石田五三郎 蜂須 賀弼之丞 堀内弾 右衛門等出	市瀬寅太郎あて 今井史夫出	市瀬寅太郎あて 今井史夫出
		七絶		明治天皇御製并 名家和歌		4月26日 宅ニテ 岩井				後破損 残暑強 く							

79-3	79-2	79-1	78	77	76	75	75	74	73	72
財産取調ニ付上申用付下書	〔下書〕	〔府県職員等級表等覚〕	戯歌 風呂場の障子に	梟の先なるわらひ草序歌	歳旦	歳旦	詠草二首 市瀬氏賢母尼公八十とせの賀を祝し侍りて	詠草二首 長月の末つかた高野村にやとりて鹿の声をきゝて	漢詩・詠草下書	漢詩・詠草下書
						正月				
					さ□	源正武	精益□	廣文		
					市瀬正誼君今歳華旦の春・・・				漢詩・和歌の添削	

浪華之記行

頃は元治元甲子年極る月の末の廿日、浪華てふ都に旅立のいわひせんと筆を取ツて、おろかなる紀行を口すさみ、只後の旅路の一助にもと、寸志の功を残すものは松風軒の主し琴主

こたひ君公

大君の召におふせて、霜の月朔日に登營ありしに、斗からんや、浪華金城鎮護の命を請け給

ひ、吉田の城主 **松平刑部大輔殿也**に打交りて守れよとの仰言にて 君は更なり。下として

もいつれも万歳を唱へ怡わぬはなかりけりし。亦附属せるやからには、いつれも新なる職事

を蒙り御供せる有かたさ、須弥山より高く蒼海よりも深く、拙等もこの内にたつさわりて、

まつた先用の命をうけ、彼の地に至りては悪さなせる人立の軽重を別ち闇照を別けてして

君に力を添うべしとあれば、元よりおろかものにして所置に惑ふ事多ければ、蒐せんかふせ

んとあんしいなまんとせしか、それも本意ならんと心付きて、事をなせる文を書写し、また我 君にこたひ心を添へ給ふは、宮津の城主 **松平伯耆守様也**は格老の内にして、いとねも

ころに事を傳へられ、拙等も彼方の待臣たちに教を受け末事成らせるに、吉田衆方早ふ登

坂せよとの来状にて、俄に支度取整へ 君を初め重臣たち、亦友とち等に暇を乞ひ、又合

部屋の朋友には暫時別れの酒造汲まんと、酒屋ニ向けし見當を少し廻して西廼宮ひるこぬや

うに夕方と言付やりて、荷の支度取、始末さへとゝのへて、待ッ間程なく、持たらせツ、搔

き集めたる海山の料理程にはあらねとも、なまくさうを鮮らけき魚の皿盛りにて、先ッ杯を起

しツ、家内のうちも睦まじう汲終りしは亥中過、臥し戸をやをらおし建て、暫時まどろみ

眼を覚し卯時と起す。寅の時刻 餉支度の其内に再ひ起す。盃は又も別れの名残とて膳に

向へは梅干の浮塩咲きて見事さは是旅立の真事ならんと筆取ツて

年の内に春来にけりとおもふかな波の華にも梅か香そする

相部屋の人とに對して

楽しさや一と坂越へてあわす顔

魁かけて浪華に開けむめの華

とかくして支度もとゝのへは、馬被義と共にやりを持たらせ平井に音信、連立ちて、馬荷は跡に少し遅れ、残れるものに頼み置き 御屋敷を出立。六ツニ近し。数奇屋橋御門を通り、山下御門通り南鍋町より尾張町ニ出て、東西に向ひ品川通り、札の辻辺ニ而夜明ヶ切る。大木戸より高輪に懸ツて天気よろしく

○高輪や旭の筋通る青海原

として、五ツ時より早ふ●品川駅に着。爰にて荷物改めのひまあれは来るを待ち、あたりの茶店に立寄りて一杯を催し朝風殊ニ寒ければ

汐風に吹かれて寒し●袖か浦 蛤鍋にぬくむ一杯

無レ程ゞ月改め出来して、馬の支度も調ふまゝ少しく先に牽かせ、我々は関門の改めあれば、印鑑を取出して引合せ、番所を過ぎて馬に打乗り、東の海●を詠めなからつくゝとかたるへみれば、はや此月も十日ニ過すして、明るとは夢にも知らねと心には知れて、何国の驛場にて年の坂を越るかともひ、我は心易けれと残るものをおも出して

我は只旅に心の易けれと内ては暮をなんと●品川



と少しく内の事杯おもひやりて、無レ程大森の駅ニ継ぎ、此處ニ而東海の名産海苔を調ふ。價若干一帖一朱也。

名物にちと乗込んで買ふたれば才布の口を銭か●大森

無レ程六郷涉しにぞ

馬よりはまた足腰もやすらひておもし○六くに渡し守かな

越へて直ニ川崎につき昼食事す。少し落付を得しまゝ

落付を得しは昨日に引かへて心持まで●川崎の驛



＜神奈川臺ヨリ横濱遠望之図＞

支度調、無^レ程生麦に出、此辺衢^{ちまた}ニ蛤の貝多く有し。

なまむきも濁らすよめはなまむきとよむはむき身もひさく故かと

と一句して、神無川に近き、右は山左には海、横濱開湊^{かふ}にして景色よろし。

日の本にとづくに人も^{戎異人}●神奈川と首^{くび}うなたれて頼む交易として、爰は馬上なからに打過き、無^レ程して程ヶ谷に近き

急きたるに程ヶ谷ありて、安[〜]とまだくたひれもせぬヲ着とはとして、馬を継かへ廿八丁を過さて境木といへるに着き、武蔵相模の境界と聞、此間中[〜]ニ遠し

鎌倉の御代納りし其^{のち}后はむ蔵の国か長く●境木

爰も馬にて乗過し、境木より廿三丁と聞て戸塚へ着く。爰ニ泊。



姦^{かしま}しう飯賣^{ふやうかめ}浮女^{うぶめ}か呼留^よて●戸塚^とまへては放^{はな}ちこそす^すれ

此處に○一泊、初泊なれば珍らしく案着の祝酒を催し、夜分殊に冷へければ働^{はたら}のおふな炬燵^{かまど}して温^ぬませくれ蘇^{よか}生^かせし心持^{こころもち}そして寝む^ねけを催^{もよほ}し、床^{とこ}を延^のへさせま^まとろみ、間^まなく起出^あして朝餉^{あさけ}も早^{はや}ふとうへり。出立の支度出来て宿りを出て少し行^いけは、戸塚の松並に草は有り。爰^{こゝ}にて不二^{ふじ}を初^はめて近^{ちか}く見る。

なれと半腹には雲を覆^{おひ}ひ、桮^{さかづ}は雪白^{せつぱく}妙^たのよそほひ、是三国一と初^はて

雲晴れて旭^{あす}に照^あらす富士の根^ねは三国一の空^{そら}の白^{しろ}妙^た

此臺、水無月な文月近し間、茶や懸りて賑ふよし、往来人に小女出^こて自然生^{しぜん}のほや^{いも}を賣^{ばい}ふ。價^いニツひらと言^いし。

天保^{てんぽう}二枚^{にまい}ワ言^いしか、銭^{ぜに}を言^いか、案^{あん}内^{ない}な案^{あん}内^{ない}か、ふた^{ふた}ひらのおわしに妹^{いも}か直^ちと行^いくは自然^{しぜん}に出来^いるやまの妹^{いも}かな

とたわれ言を吐て爰方廿三丁を過て影取といふ至り、馬の上にて寝むけを催しかけ取て聞く。
 氣安さや今年は旅の暮にして其●かけ取も傍示杭かな
 と氣安き旅を馬の上、廿八町ニして無レ程●藤澤ニ着く。右之方に遊行寺清浄光寺、寺中に
 小栗判官之墓所、續て照天姫十二の殿原立の石碑有り。宝物荒増に一覽なす。本堂の大造言
 しも更なり。

みちるしの有るなればこそ名も廣く日本国を遊行上人

此馬を下ツて町中に江の嶋弁財天の花表あり。参詣は帰路に譲る。朝早ふ通行して南郷の松

原に懸る。景宜敷、富士を右ニ見、往昔は刑場と言し。衢に子
 供等多く出てかきをあきのふ。

頼朝公鎌倉柳都の頃

我は只馬にしあるを子供等は笑ひもせぬにおかしかふとは

見飽かぬに○南郷りの惜し富士の景

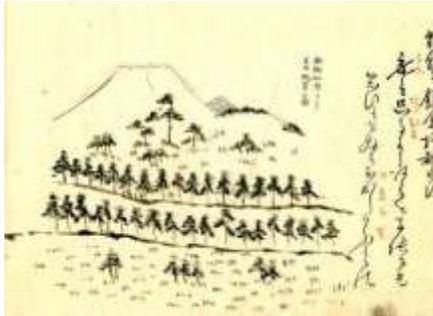
として馬上なからに爰を打過ぎ爰を過て●馬入川与いふ此渡し
 を涉りて、平塚の駅に近し。○昼食事を遣ひ

程もよし飯も茶もよし菜もよし●平塚なひか玉の疵かな

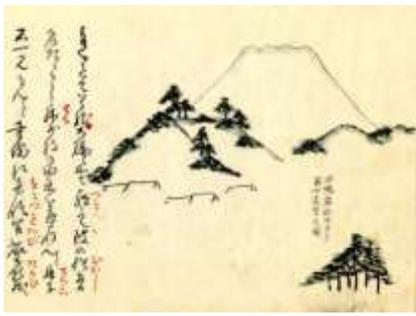
老入前百ト四十八匁にして支度も取廻、次なる宿大磯江急かん
 とせし。平塚の外れに田な歩あり。富士の景宜敷を見て

爰を過て無レ程●大磯ニ出て継かへ、彼の往昔名たゞりし虎少将

の由来を尋ねんと虎子石一見せんと、寺院に音俣開扉を頼。然るに僧出て由来を説く、



＜南郷松原ヨリ不二眺望之図＞



＜平塚宿出口ヨリ富士遠望之図＞

右之僧瘡毒ニて鼻拔些見苦し。如何敷体なり。右僧の曰、虎少将は虎子弁才天之化身にして、容顔美麗玉の如し与て、曾我十郎祐成通ひ給ひて契りを結び、なき后も虎少将尼と成るよし、いさゝか虎は、祐成の打死の後に尼と成りて所の翁を案内にて、井手の屋形祐成の最期の迹は爰かと斗いと、涙に沈みつゝ、

柄要

露とのみ消にし跡を来てみれば尾花か袖に秋風そ吹く

右の歌を吟して悟りしとなん。虎出生は相模国緒越の里にて生れたり。よりて乳名をお菟と唱し也。後に虎と改る。其故を尋るに、をとゞは異国楚之国の言葉にて虎の事也。又緒越の



<虎子石 弁天像>

里緒越の原共に相模の名所ニ而、和哥には諸越を唐山にかけてよめるも多し。人丸家集に
あつま路のもろこしの里にをりてたつきぬをさからの
衣と言ふらん
是等の事あれば、浮女と讃とも中々凡人の及よとあらんとかんしつゝ、いわれを問ふに、僧敢て唱を不_レ為、只少将此石を籠卷せしよし、十郎五郎の矢疵あり、太刀疵ありと講しけれ共證としかたし。

右を一覧して十二臣の開扉料を祝して此寺を出、門前ニ虎子石と丸石ニ彫入たる有るなり。なててたしめに一句口すさむ。恋之言葉にて

曾我中に秘蔵にしたる虎子石肌なめらかに手さわりもよく

此宿内に花不見はし、けわひ坂も有り。寺外れ左り傍に幸福寺と言寺あり。西行法師鳴立澤の故跡ニて立寄り見れば、いとゞ淋しし秋の夕くれなとおもひやりて ○西行ノ杖且碑名等は略_レ之

(欄外) 西行は本名ヲ佐藤兵衛行清ト言し。北面ノ侍ニ而常ニ大内ニ殿居ありしか、風与二条ノ后を垣間見て恋慕之心発りいろ／＼と申入しか、先ニも武夫のこゝろ哀とや思召けん。今夜大内の外庇まで竊に忍び待べしと申送られければ、行清疆り無_レ之怡ひ暮るゝをまちて、差圖の所まで忍侍しか、后は更に来らず。餘り待侘て思わすまどろみしに后来り給ひて見しに、行清まどろみて有を見て○我ならば鳥の鳴にて待へきにおもわねはこそ君はまどろむ かくよみ給ひ帰らんとせし時行清目

を覺して○よひはまち夜中はうらみ嘯しは夢にやみんとしばしまとるむ　と返しければ、后も哥の心をかんして是より互に深き中となり(カ)、后より毎度哥よみ送れとも行清一向哥心知れず。行清おもひけるは、われ弓矢を取つては人の下に出すといへとも、今哥之道にて女に及はざるこそ残念とて髪をそり、名西行と改哥修行せしとなん

○黄昏はさそや鳴立ツ澤の跡落葉に水の滴なかれる　青好

爰を過て、吾妻の森宮といふあり。鎌倉御代ニは此邊、大分賑わしよし。七ツ半に近くして小田原ニ着く。當宿大久保侯の御城下往昔北条の古城、是は今の城郭ニ非らざるよし。○此泊万屋といふニ宿る。不事馴にして不都合而已也。飯蛸梅干等の名物を題して

すき腹すに喰はふ塩辛くの味しもよくおふいり蛸しとあたまてんく

入れ立ての煮花にに添はへし赤積せを茶受けちケ一とツ梅むほふしかな

此宿早ふ出立して、山さか下らんと支度取急き歩行となり、出懸ケにうゐるふの店八方のる梁作りを一見して

機能を世間に廣く○うゐるふと今に其名を　虎屋藤右衛門

僅わにして此宿を出外はれ、無レ程山に懸りければ、名にし逢ふ礮砦けん第一だなる管根はにして、聞しに増なかる難所言なふも更也。大久保侯の御領且江川氏の御預り所あつかりしよ、小田原方二里にし湯本へ着く。此處轆轤細工等名物数多あなり。爰に北条氏早雲入道の安置あん、早雲寺と言ふ寺あり。

いにしへの咄しも今に○早雲寺さう只時ただよりも時節ときなるらん

爰方追と坂に懸り、大阪ニツ三ツを越へて畑江は出る。此處宿や数多あり。象煮餅ぞうをひさぐ。呼留よる声かまひすし。

○箱寝なり文箱枕であるふのに客呼留きやくてごうごを煮るとは

なとたわれ言をはき出して、一杯の酒と丁子を替へていそかわしく爰を出、又山に懸りて

先かけて爰あで度足も○箱根山其ねき事しも叶かなるへし

息を入れ、且氣を養ひかり臘月といふとも、身に汗して峠に登り、権現江參詣せんと道を急く。右之方ニ駒ヶ嶽といふ大山見やる。又八合メ程ニして甘酒やといふ銘物、小女出て年中商ふよし。此坂方向ひにはけ山有り。大石悉く落懸りて見へる。昔之北条合戦の節芭かり事ニ而石ニ突扣をかけしよし言々傳ふ。いかにもおきたる石にひとし。變替石といふ也。

夏冬の隔てもあらず此小屋にても美しくしき小女あま酒をうる

として峠に至り、権現江參詣せんと近道して、右江切れ無^レ程町江出る。家数仮成ニ有^レ之。

式之鳥居際に年歴たる大釜あり。三ツ有て古代のよし。爰を出て湖水脇に出る。道幅狭き

場所に俳諧歌の碑名あり。桃李園桃人与有^レ之。

逢事に鳥の空事いつわらは舌や抜かれん関の釘抜

爰を過て金剛王院前江出る。森とたる樹建石の松は笞を帯ひ、社頭の古ひし事、今に往昔をおもひ出しけり。

(欄外) 菅根両所権現は伊弉諾伊弉冉ノ應作也

坂下左りに曾我の社有り。又行者の堂あり。本殿に至り三拝九拝して御礼を仰け、無^レ程下山、斎の河原ニ出る。空海上人作物之地蔵尊数多有し。爰に石の花表有り。不二の景尤よし。

湖水の眺望又宜敷、水清くして魚住ますと言ふも此処なるへし。四里の峠を登りて一里に餘れる湖水有。是日本随一之関所なるへし。是を杉山を越して無^レ程宿に出る。本陣○石内

太郎左衛門与やらん。往昔々御出入なるよしニ而、迎し者兼而出し置御関所前ニ懸りて搔羽

織着用ニ而、主人代罷出て万事取斗吳是ニ頼ム。爰を過て石内ニ立寄休息、昼餉を出し酒魚

も出せし。また爰にて傾け、同家裏坐敷富士の景別によろしく、前ニ廣とたる湖水、向ふは

不二の高嶽ニして尽語に延へかたし。

湖にその影移す富士かねは是三国に一の風景 琴主

として爰を出立、主従六人○食事茶代ともに○忒百匁を置いて出立。馬荷は爰にて継替、又歩行となりて無_レ程西平に出る。此處不二の景宜敷、西行法師の山の上なる山は爰を言ふとあれは、

又山の上に不二見る管根かな 青好

此山禁に曾我五郎の乗たる石橋と言ふあり。線香等を上けて足の願叶ふと言し。左二いさゝか

尾花毛の駒も藐姑峯のすゝきかな はせを成べし よみ人しらす

朝鮮人之詩二

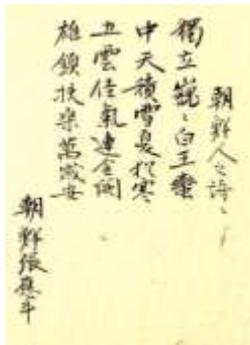
○獨立巍と白王蠻

中天積雪夏猶寒

五雲佳氣連金闕

雄鎮扶桑萬歲安

朝鮮張應斗



右等之富士の詩有り。実二三国一の風景なるへし。爰より三ツ谷且○山中といへるに着く。

此宿に山中熊藏爰二茶代一朱と言しものあり。大君御上落ありし時、敷石奉納せしよしにて、下り坂中

く礮礮なり。尤他力を頼まず一人の力にて無願にていたせしよしにて一旦は地頭より叱りを受けしよし。

石を敷気は山中に聞ゆれと褒美取気はとんとくま蔵

爰より手前山中にかぶと石といふあり。道中に有し。爰を下りて三嶋宿に近シ。三嶋の明神

江參詣。また地震后普請中にて近拝を許されす。●此宿梅木佐助ト言シやと言ふニ○泊す。夜前ニ引換へ

て殊之外ニよろしく。

そちこちと心を附けて取成せは昨日の穴を今日て●梅木や

爰を早ふニ打立、並松を過て無_レ程●沼津へ着き、水野出羽守殿御城下拝し、此城大手より僅ニして大海に近し。馬上なからに打過て●原に出ル。景色よろしく、此日より風吹出して、

富士雲を覆ひ朝まの景無し与ていそくか爰に

大山祖の女木花開耶姫尊浅間とこへの俣によむは、信州の浅間と混ぜさる為なるべし。又伊勢にあさま山あり。うたにはあさへまとよめり。案するに朝熊も共に朝隈の義にして、字は借りたるのみ。むらさきの筑波と言ふも、山際の隈むらさき立たるを誉て言し。

摘要 富士の農男と言し弁

四五月の頃、富士の雪消へ残りたるか、宝永山の辺凹なる處に、人の形ちの如く雪の残る事あり。是を農男と名く。この残雪見ゆる年も有。また見へさる年もあり。田子の土人の日、

農男みゆる年はかならず五穀熟すと。又混こ陽漫録ニ載する處の富士の根かた、水田中に麦熟すと言し。是を水入麦といふ。是雪水菌となりて麦みのると言し。富士の眺望は、駿州有渡郡大野村府中より三龍飛寺の本堂より見るを第一とす。清見寺是ニ次く。原吉原の間又好景也。三嶋沼津より見れば、又大にひきて見ゆる。岩渚薩陀峠より見れば胸につかへるやうにて凄し。藐姑峯は齋の河原より一の平まで富士を右に見る景尤よろし。また朝毎に雲起りて傾きを覆ふ。土俗これを笠雲と言し。その雲西へ行く時は三日を出すして雨あり。東へ行く時は快晴すと言し。

馬上にては烈風は無レ殊ニ、難儀して一句一詠も出さずして、さかは松山ニ續て海原なり。右は富士足高山を見晴らし、晴天なれとも風故ニやんことなくやみぬ。此邊ニはせをの碑あり。馬上なからに

○少しつゝ時ニ残して富士の雪 はせを

原の宿にて馬継替へ、江川俟御支配所ナリ。富士絶景なれば、

とふ見ても形か面白し不二の山

爰を過て吉原ニ繼ぐ。一里半と聞く。

出足らめか
てたらのめの句は○吉原をおもへとも景色よさに止められもせし

又氣を興して紀行しツ、早くも●藤川ニ着きて、川邊を詠めやるに急流ニして凄こし。石は角洒れて丸く成り、実ニ船越しは氣味悪しき渡し也。此川上信州方落下と言し。又富士大石寺と言し寺川上ニ有りて、此處方川海苔を出す。絶品也。禁賣買芝川海苔ト言し。少し雪解水ニ而水にこりければ

ひ
一と二夕日ぬく温みに富士の雪解けて空に知られぬ水増りまど希理けり

向の岸を岩渚と言し。

○不二川も首尾能く船て此岸に岩渚ならぬ洲か渚に着く

○岩渚は船に迸ふるものなれば南無阿弥陀仏口て栗の粉

(欄外) 栗は西木ト書テ行基モ一生杖ニ突レシト云々

此岩渚の名物栗の粉餅ノ名物有り口す。西ノ木と書て西方浄土に便あれば、少しく心を用ひて爰に讀入れ、此茶店甲州の雨端硯多く出ル。拙も一硯ヲ求。爰を出、無い程三軒茶屋と言しあり。今は数軒に及へり。前の田子の浦、後ろは富士の根かたにして、往昔者人の古事なとおもひ出して

富士影の浦に呼子坎田子の海

白妙のふしか根青ふよこせしとしきりに洗ふ田子の浦波

忘れては波にも雪の積るかと晴れて影見る田子の海面

是より●江尻迄の濱辺を●田子の浦と言ふ。蒲原を早ふ出立してまたくらきに通ル。大方町続き也。尤塩はまにて、あわひさゝひの名物なり。波音など高く明り六ッ前に過候。宿は●

羽田や万右衛門ト言しに泊り、由井ニ向て仮成と言し

よき妹か来たるあわひとまちかねて○由井立髪をかき付て待ッ

などして一笑し、一杯を愈し三人して程よく呑也。はやくも草臥の出て来て何事も打忘れて

一ト寝入し、此宿海際ニて山上を○さつた峠親知らず子知らずと言ふ難所もあればとおもひに近頃は親も

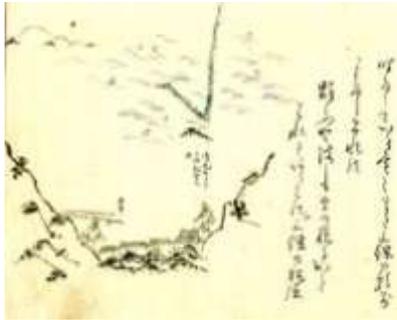
知り子も知りとなれる歌

大樹公御上洛ありし。其後は海邊を通行故、人馬共に爰に通に、此所より塩焼洲河あり。向ひをみれば三保の松原海中にみへ、渡るに當つて不二山見ゆる。此日風ありて雲靈空に出る。

時雨るゝや傾き覆ふふしの雲落葉に水の別かぬ小ななかれ

倉沢行くもあわびの片おもひさゝひの亮に灯はともすとも

右手前に僅小村あり。●倉澤といふあわびさゝひの銘物也。爰は朝故空しく打過ぎ、無程して●興津ニ出る。爰ニて馬を継ぐ。其内清見寺江詣て聞し眺望、庭前に這梅有り。爰ニて一詠



<清見寺ヨリ三保眺望之図>

海を吹く風の便りに気をもみて梅か姿を松に隠すか

右之梅這ひたる所十七間といゝ、往昔は○清見か関と言ゝありしよし、家道永應院と言し。

鞍壺に寝ツ起ツして詠むれば波より低く○三保の松原向ひは三保、左りに當りて富士の景色見ゆ。此日風ははけし。少しく時雨していと寒く、また三保の影別ニよろしければ

疑ふや波にも雪の積るかとはれてあらわに○三保の松原

此清見寺坂下より馬ニ乗り、次の江尻りへといそく。一りと

二町故無間●江尻江着き、此所は馬少くして車ニて荷を運び、人は駕籠ニて継立る。此處に

川有。橋をちこはしと言し。此橋は三保江行く、よき風景也。また久能山への道もあり。爰

を過て中ノ郷また○小吉田といふて間の宿に銘物の酢し有て桶ツゝに積る賣る。一と桶三十

式坎。

一桶はすもしなれとも是ま傳と茶にして我は○足る事と知る

爰よりは又歩行となり道宜敷、此邊に權躅の名所アリ。またあしくほの茶出る。無程●府

中に出る。此處々日改めなればなれば、脇●本陣望月清右衛門(マヤ)といふにて暫時休息なし、○
昼食事髪月代等いたし●御城拝見大手先方御堀廻り一覽致す。名にしおふ今川公築かせ給ひ
し郭にて言しも更なり。拜見相濟而本町方阿部川へ之近道ニ懸り、荷物は槍持に打任せて、
無レ程川端に出る。此處ニ而川札を出す。肩車にて渡す。荷物は連臺にて越す。當城は聞處田
中城主本多伯耆守殿守らせ給ひしよし。月二十五日定の交替なるよし。川岸に出て見れば、
兩脇に名物○あへ川餅をあきのふ。形牡丹餅ほたんもちの如し、あつきのあんを附る。

乗ツたらは首持ちくびもちあけてへツたりと○あんころんあゝかたらほんにたまらすと

先ツく無事に爰を打越し、直に丸子宿に着き、とろく名物はたべつして只見しのみ

摺鉢の中をやたらに小すり小木ぬらりくとする摺るとろく汁

爰を通り過して無レ間○宇都谷峠に近し。此禁に○御羽織やと言しあり。太閤秀吉公 神君
様其他將軍家方御羽折を拝領して今に所持なし。且馬の屈かむを半足ツ、御城代江献上古例の
よし。是方少しツ、坂となり、坂上に自然生寒水富士の雪酒を賣る。また十団子とて小サき
団子を糸に通し漸つたに釣してあきのふ。是をかふて峠の觀音に献すといふ。

手遊びの珠数たまごひかずよう似た白玉しらたまはなんしやと馬士に○問ふ団子哉たんごかな

爰より●宇都谷峠に登り、殊ニ礮砦けんそなる事言しも更なり。半腹はんぷくに過すして馬より下り歩行と
なる。此邊裏白沢山に生茂り見事なり。宇都山越へとて往昔業平朝臣東都なかりひらちせんあつちに下らせ給ひし時
葛生茂り御歩行悪し、けに御杖ごつゑにて切らせ給ひしよし。今日葛切れくいまに繭出ると言し。

心にはやたけにそれとはやれとも高きに胸を○宇都の山越

たとるく葛の細道踏かみわけてうつゝに歩行山越への旅

右の山を下りて無レ程●岡部に着く。

はや年の終りに近き旅なれば問やか(カ)馬子に手を●岡部宿おか

爰を継かせ宿を出、姿並左の方に駿州田中の城有り。道方左り日暮候におよんで●藤枝に継
く。爰に●一泊。此處に連歌師巢光ついでの旧地アリ。竹の花活いけ其他寄物を出す。また此宿にから

し堂ほとゝきすと申し与て

冬でさへうつかり口ニ入たらば盲目めしいでも泣く○ほとゝきす哉

爰をは早ふ出立して無^レ程瀬戸に着く。染飯そめいの銘物を商ふ。

ゆツたりと腰打こしうち付けて御茶うけにたべたけれども道を○赤飯あけか

爰方三軒家村といふ有り。爰を過て大井川に近し。●搗田宿に着て、従^レ是は肩車と聞き気味悪くおもひ、先ツ一杯を汲て気を付けんと茶店に立寄り、無^レ間汲修りて爰を出、●大井の神社を拝し無事を願ふ。肩車に乗り

一杯の酒に心も○大井川其川越も無事てめてたく

右川水丈はさ程ニあらねと、急流ニして人足の苦労おもひやるべし。此川を涉りて無^レ程●金谷に越す。僅にして山に懸り金谷坂と言し。大井川は駿州遠州の境也。坂上を不二見臺と言しアリ。下に大井川を見渡し、向ひに不二を見る。

見渡せは晴れて心も○大井川原に叶ふかに不二を見越して

爰に茶店アリ。不二見茶屋と言し。大坂余程有^レ之。右を下りて●菊川と言し宿アリ。いと淋しき谷間のやうに見ゆる。僅なれば此宿を過ぎ、無^レ程菊川峠に懸り、爰を佐与の中山そたてかんをんと言し。長き峠にていと飽果あきけもし。峠に子育そたてかんをんて觀世音あり。脇に夜鳴松あり。峠に茶店あり。これにて飴を商ふ。飴の餅家毎いさくにひさく。

○そよと吹風も淋しき松の聲

として爰を打過うちたき、衢みちに夜鳴の石といふアリ。其丸き中程

に南無阿弥陀仏と彫入あまは上人たり。

西行上人

としを経てまた越へきとおもひきやいのち也けり小夜の中山

うたの命は身命のいのち発句のいのちは時の間のいのち

いのちなりさよの中山にてあわん はせを

又越ん佐夜の中山にてあわんわか松急 はせを



<無間山小夜ノ中山ヨリ眺望ノ図> <小夜ノ中山家毎ニ飴ノ餅ヲ賣ル>

是空海上人の筆跡と言し

小夜更けて人音まれに成る時はいしももの言し○中やまの驛坂
あわれさを夜なく聞やまつのこゑ

として爰より下り、向ひに見渡ス山は○無間山と言し。謂は長ければ略レ之。夜鳴石化鳥刃きんば
の雉子孕婦男子音人親のあた討の事は此處の商本しょうほんに讓ゆづりて爰に略せる也。

沈しづみみても其名は朽す釣鐘つりかねの今井けいの底そこにありと答へん

爰を下りて●日坂に出る。爰にて昼食事を調ふ。蕨餅わじひもちの名物あり。茶店食事の給仕に、また
二人に至らざる兄弟の美人アリ。妹は姉に増り、顔色小町嬉き批ひの再来かとあやしまれけり。
いづれも眼を傾けけりて

なるへくは夕餉ゆふくわも爰こゝて一泊り妹いもに手足をさわらびの餅もち

たわ言を残して馬を継かせ、次なる●掛川へといそぐ。昼後に過行道をいそぐまゝ、家毎に
葛布くさふを商あきなへとも老おいにりもせて、馬を継かへし而巳なりにて、●原川といふを早ふ打越さんと一句
○原川を越へて今宵は○袋井と馬には鞭を打て○掛川

として急しまゝ日暮るゝにおよんで●袋井へ着く。●株かぶやといふに一泊。此夜酒を慎しむ。
早とまどろみてまた明けぬに見付へ付き、此処富士の見納のなりよし。又上方より来りし者
は爰にて初て不二を見初める言し与て、言葉を仮りて

一と夜さに出たとはあまり迎山むかやまな是はほんまな●御富士様かと

として馬を継く。爰に富士見臺といふありと言し。所のもの物語りせし也。また加茂川橋と
言し有り。爰方●池田宿を外して天龍への近道有り。是は往昔神祖御通行の場所故、今に往
来を咎めず。天龍は○大天龍○小天龍と言し二瀬有るよし。二夕瀬共に涉しにて渡る。

水上は空にも近き○天龍の登り下りの船のするとき
として川方上り、川端を抜けて無レ程松原に出、濱松江の往還也。並松の結構は言しも更な
り。東海道一之松並と言し。長き道を通り過て●濱松城下江出る。町並殊ニ賑わひけらし。
町半に○五社明神の社有り。爰方右者大手御門ニ而名にしおふ名城にて、今もおもひやられ
けらし。今○井上侯御城主にて六万石也。此處ニ而昼食事をとゝのへ●篠原と言し間の宿あり。
遠きやうに覚ゆ。漸にして●舞坂に出る。爰にて○船渡しに懸る故、少しく手間取有レ之よし

ニて、暫時御出入之旁江立寄、支度之間待合せし也与て、銘物之のりニて一杯を催し、茶代式朱遣ス。



<今切之御関所図>

新磯を乗り越へんとて一杯の酒に心も○舞坂の駅
とかふする息ニ支度出来、荷物積ませ主従六人乗組して
新居ノ渡舞坂ヨリ一里今切トモ云し

今切之御関所 遥ナレトモ見通故カ此処ニ而立ナから小便ヲ製禁ス

一里の渡しをまどろむ間に越へて、御関所前に着すれば、●
新井の宿御出入のよしニて○中山屋孫次郎といふもの来り。御
関所方之手形等持参、案内よろしき旨ニ而通行、右中山屋ニ
て酒肴出し、挨拶等見斗、一朱遣文道を急きて国須賀江いそく。此所
之御関所、松平刑部大輔殿七万石也。
船中ニての詠

新磯にくたくる波や冬の海船縁到る風の間にく
此宿をいそきて無程山に懸り、余程の山有り。此山中に一
軒の茶屋あり。是を汐見峠といふ。絶景なり。

茶屋有て暫時休らひて

遠波の真白に高し汐見坂

水や空寒に流るゝ帆の影を霞の中に見る○汐見坂

空低う見るや長閑な海の果



<汐見峠ヨリ遠州灘眺望之図>

日暮しに近ければ、急きて山を下りければ、●国須賀驛●岡田やと言しに一泊し、爰を早ふ
出立して次なるニ夕川に移る。此ニ夕川といふ方吉田迄の間、夕さりに當りて、山中に巖の

観音といふアリ。往昔池田殿先祖、国須賀驛江御宿陣ありりし折節、御夢に今宵は大難生る

故、供廻り早く引上ケ有哉ニと御造あり与て、何事やらんと人数取纏メ山上ニ引上りけれ
は、無程津波大山の如くに上り来り。国須賀驛一時に波ニ洩かれし由、然ルに池田家御人
数老人として難なく、是観音の教え給ひし故也とて、即時に使者を立られしに、巖の内に壱
寸八分の観音御座ましければ、直に拝礼ありて爰に祭り、今に巖の観世音といふ。又山
上に一丈有餘の観音を立せ給ひ、御前立として、遠州灘を守らせ給ふよふなさしめ給ふとな
ん聞ぬ。元は国須賀驛にありしよし、其此に新居の関所山抜して今切と言し名の残りしよし。
無程吉田城下に近き町並、殊の外ニ宜敷由申傳となん。七万石●松平刑部大輔殿へ向ツて

右之方に御城有^レ之。右町を馬にて乗越へ、町外れニ豊橋といふ大橋有り。三州一の大橋なり。長サ百廿間有ると言し。爰方勢州白子江之船出し。此邊近郊の老若男女共に伊勢參宮、春先殊ニ賑わしきよし。また娶り前の者は參宮して神を引合せを願ふといふ。

伊勢へ行くとのねへさんも色○白子器量○吉田と人に○豊川^間

として、爰を打過ぎ●稻おといふに一里半よと聞く。いと淋しくやうやうにして、爰よりまた一里廿四丁を過て●赤坂といふに着き、馬を継かせ宿ノ中邊也。

旅の連兄弟^{はらかい}よりも氣安と互に心○赤阪^{あかたか}の驛

として次なる宿江●法藏寺と言し。神君御手跡御学文ありし御寺にて御朱印地、且御羽織御机御文庫等も今にあるよし咄しに承る。爰にて法藏寺取繩とて、名物を賣る。其謂神祖御幼童たりし時、徒被^レ遊、朋友しはり奉りしは、御運開かれ給ひて御あやかりたしとて、今に家毎に賣る。

其縫^{ぬい}のあるなれば身も○法藏寺年経ぬれとも繩^{なわ}朽もせし

右法藏寺を過て右に當り、神君御伯母子様御旧跡、今に連めんたり。また少しく行く。左りに、三州山中御宮と言し有り。神君門徒与御合戦之折柄、御身隠れの山故、御難所岩屋穴アリ。爰より山鳩舞上りし故、御無難に御遁れ遊はされし故、神骸を舞上り八幡宮と言し。御陣所跡、御手植の檜且御手植の竹等今に有し。岡崎方之近道あり。また左りに吉良道とあるは、同州西尾松平主水正殿城下へ之道ナリ。五里と言し。直くに行きて岡崎城下江近

し。●本多美濃守殿城下ニ而城至て見事、櫓数数多見ゆ。町並も能く日暮ニ近くして●三ツ漏^{さんづ}やといふに泊る。一杯を催して少しく面白うならんとせし時、飯盛の全盛両三輩来ッて頻りに伽を進メけれども、受け引かねは、雇人して頻りに進メ与てよき程に姦りちらして臥りにければ一句

なふり見る其口先は●みツ漏^{みづ}や三筋^{さんすぢ}てころふ岡崎の女郎

なふられる事とも知らて飯盛はこれ○岡崎の宵女郎衆かな

など戯れ事して打臥、早ふ爰を立つて●矢作^やニ懸る。今は涉しニて渡る。橋は右に見る。今僅に残りける坎。是日本の一なるべし。彼の太閤また幼名かりし時、蜂須加ニ出會ありし古事などおもひ出し

あな取ッて道連にせし夜働き子供にはぢを○蜂須賀^{はちすけ}のぢ

爰を過て無^レ程大濱といふに着き、間の宿にしていと淋しく●知立^{ちりつ}辺の道をいそぐ。此宿に



<今川上総介義元討死塚図>



<尾州桶狭間之図>

はまた●池鯉鮒大明神と言しありて、口はみむしの災難を免れし神有り。依而参拝、爰ニて昼の食事をとゝのへ、右の手前に業平手作の観音有り。爰に●往昔八ツ橋有りと言し。今は名のみ也。

そのからのゆかりや筆てかきつばた

池鯉鮒は遠慮して、蛤鍋ニて昼の支度しければ

名にめてゝ○池鯉鮒は少し五まむしはさう与て蛤鍋ひるひて昼餉
とうへる

三州尾州の境なる。少し道を急いそきしに、越前敦賀ツルガより戻り
の歩兵大勢に出合。道幅狭ければ

常ならば直と行へき道なるに歩兵に道を○前後する
とは

として前後といふを過ぎ、先なる●桶狭間桶狭間焼ノ瀬戸有之江立寄らん
といそきし所、無レ程してそこに出、右なる田中に義元公、
左りの平原ニは諸士討死の墓所とに有レ之、いと淋しく物
あわれ也。

其他登、高原の碑文あれとも誰も知る處、また事長ければ
略レ之。元治元年十二月廿八日爰ニ参詣、有様をおもひ出
して

ほろりする涙を継くや矢建墨 青好
右ニ當りて松一木あり。是義元公鎧懸の松と言し。今に駒
寄せの掛りて有り。又た

桶狹弔古碑
 登高原，眇遠慨歎興敗于前跡，何國蔑有余獨悲此桶狹云記曰永祿三年駿俟西征五月十九日陣桶狹山北織田公以奇兵襲之駿俟義元滅夫駿強國也方其當霸相甲請以賦從尾人亦往往送款於是大舉入尾攻鷲津丸根拔之曰明且屠清洲而朝食衆皆賀置酒軍中會黑色

起西北風雨暴發敵人鼓聲亦從背震皆不意其猝至中軍大亂格鬪死者二千五百餘人夫自足利氏失鹿四海戰場周以修亡甲以暴滅而未有若此一戰而跌者也勝敗如化誰知其極但勝之不可保矧可驕哉悲也夫雖然或聞軍敗自先鋒還鬪與其乎二百人皆死或守孤城不走請主尸而歸若斯類者

桶狹弔古碑

登リテニ高原ニ一眇ミレ遠キヲ 慨歎レハ興一敗ヲ于前跡ニ何國ニカ蔑ナカレレ有余獨悲ム事ニ此ノ桶狹ヲ一云記ニ曰永祿三年駿俟西征シ五月十九日陣桶狹ノ山北織田公以奇兵襲レ之駿俟義元滅ヒメ夫駿強國也方リテ其當霸相甲請ヒニ以賦從尾人亦往生送リテレ款拾レ是 大舉入リレ尾ニ攻鷲津丸根拔ク之ヲ曰明且屠ニ清洲ヲ一而朝食セント 衆皆賀シ置酒軍中ニ會一黑色

起ク西北ニ一風雨暴發シ敵人鼓聲亦從レ背震フ皆不レ意ハ其猝至ルヲ中軍大亂格鬪死者二千五百餘人夫自リ足利氏ノ失ヒシ一鹿四海戰場トナリ周ハ以修亡甲以暴滅ヒヌ而未有下若此ノ一戰メ而跌シカ者上レ也勝敗ハ如化誰カ知其極ヲ但勝ハ之不可保矧ヤ可驕ヤ哉悲イ也カ夫雖然或聞テ軍敗ルト自先鋒還リ鬪ツテ與其乎二百人一皆死或守リテ孤城不走請主尸ヲ而歸リヌ若斯類ノ一者

累世所養、豈不皆忠烈、我
籍使後人有庸主之村、外
結強援、內用若士、師徒雖
虧、駿遠之地、尚全猶足以
向、西報伐也、游蕩忌讐、卒
以播遷、悠々蒼天、此何人
哉、今生平世、眇歎前跡、已
歷二百五十年、時雖邈、事
猶昨、則後人吊之、亦於今
也、則是千萬世、亦何有極、
請建碑以記之、銘曰
三軍覆野茫茫、孰有

後孰孤傷、亂之思治
已值今時、建行碑、酌
古邱、來吊之、千萬秋
治不忌亂、視舊跡碑
文化已夏五月、尾張儒宦

秦鼎撰

大坂天満邸

中西融書

碑陰記

此碑也、豐長輩有所感而建
之、碑文所載先鋒、還闘在、他
人猶且扼腕、況於豐長輩

累世所養、ヒシ、豈不皆忠烈、カ、ナラ、哉
籍、一使、ヒ、後人、有、テ、庸主、之、村、一、外
結強、ヒ、援、ヲ、内用、若、カク、ノ、事、キ、士、ヲ、師徒、雖
虧、ケ、タ、リ、ト、駿遠、之、地、尚、全、猶、足、以
向、テ、西報、伐、ス、ル、ニ、也、游蕩、メ、忌讐、ヲ、卒、ニ
以、播遷、セ、ク、悠々、蒼天、此、レ、何、カ、ナル、人
哉、今、生、平、世、眇歎、ス、レ、ハ、前跡、已
歴、タ、リ、二、百、五、十、年、ヲ、時、雖、邈、ナ、リ、ト、事、ハ
猶、昨、則、後人、吊、フ、モ、万、レ、亦、猶、レ、今
也、キ、サ、ハ、則、是、千、萬、世、亦、何、有、極、リ
請、建、碑、以、記、サ、ン、レ、之、銘、曰
三軍、覆、野、茫、茫、孰、有

後 孰カ孤傷スル 亂之思治
已值ヒヌニ今時一 建テ二片碑ヲ 酌
古邱一 來吊ヘレ之 千萬秋
治不レ忌亂 視舊跡碑
文化已夏五月 尾張儒宦

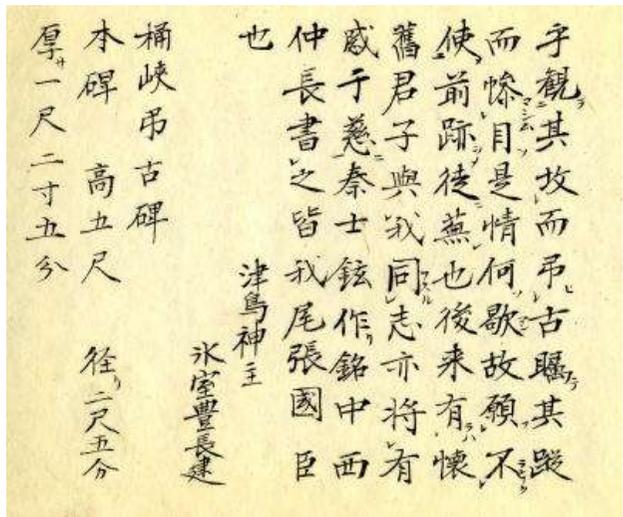
秦鼎撰

大坂天満邸

中西融書

碑陰記

此碑ヤ也、豐、長、カ、輩、有、ラ、レ、所感、ス、ル、而、建
之、碑、文、所、載、先、鋒、ヨ、リ、還、リ、闘、フ、ト、ハ、在、テ、モ、二、他
人、猶、且、扼、腕、ス、況、ム、ヤ、於、ニ、豐、長、輩、ニ、



乎觀^テ其^レ故^レ而^レ弔^レ古^レ矚^テ其^レ蹤^ヲ
 而^レ慘^{マシム}目^レ是^レ情^レ何^ソ歌^{マシ}故^願不^{ラン}事^ラ
 使^メ前^跡徒^ニ蕪^也後^来有^ラ懷^ノ
 舊^君子^ニ與^レ我^同志^亦將^レ有^也
 感^于慈^ニ秦^士鉉^作銘^中西^也
 仲^長書^之皆^我尾^張國^臣
 也
 津島神主
 氷室豊長建

乎觀^テ其^レ故^レ而^レ弔^レ古^レ矚^テ其^レ蹤^ヲ
 而^レ慘^{マシム}目^レ是^レ情^レ何^ソ歌^{マシ}故^願不^{ラン}事^ラ
 使^メ前^跡徒^ニ蕪^也後^来有^ラ懷^ノ
 舊^君子^ニ與^レ我^同志^亦將^レ有^也
 感^于慈^ニ秦^士鉉^作銘^中西^也
 仲^長書^之皆^我尾^張國^臣
 也
 津島神主
 氷室豊長建

斯くの碑有て、平原には義元公を初め奉り、諸勇士等討死の墓処アリ。右碑文を以て知るへし。又此少しく先に至りて●有松村と言し有り。何れも今川の落人のよし。世に鳴海絞と言し是也。

今川の流の末^も有松に君を待たてしほりするかな

向のよき絞りがたんと有まつと登り下りの人にかわせる

爰を過て無^レ程鳴海に近し。今宵は宮泊りといそぎ、漸にして宮に至り泊らんとせしか、折節●松前豆州侯京都方御下向ニて、同宿殊の外に混しければ、一軒として宿するへふもあらし。
 (欄外) 宮人の懸たる畏にかゝる人は浮世くるひに踏まよふなりと

依而●無^二餘義^一問屋へ申請して、馬を出させて荷物を付替、佐谷へ廻らんと、供揃わすれば連立、●馬被義之槍持、爰ニ失たり与て、そちこちと尋ねけれども更ニ別らす。せんすへなくおもひて打遣(カ)り、同所方尾州街道ニ懸り

(欄外) 熱田神社ハ祭神五坐第一天照大神第二素盞鳴尊第三日本武尊第四宮實姫命第五建稻種命神躰草薙宝劔ト云々

●熱田宮居を右に見て、此邊の茶店に立寄り一杯を催して、このしろの魚田楽としやれて、茶碗酒に気を付け、爰を打立、凡半道程も来りし頃、左りに切れ佐谷海道、松原と成り、其處方右ニは伊吹山、向ひには北陸道の山と、いつれも雪降積りて寒きこと言斗りなし。また夕陽にむかつて名古屋城の鯨鋒輝き渡り、いと見事なれば

落る日に登るひかりや鯨の鯨(カ) 青好

としていそげとく中とに、道遠くしてやるせなく、式里にして漸く●岩塚と言しに着き、

爰に宿らんとせしか、差支し由ニ而餘儀なく川を越へ、●万場マンバと言しに着き、●桔梗やと言しにて●一泊を乞ふ。見懸はよりてよき宿、しかし伊勢參宮の頃ならては、多分に宿借ものもなかりし由物語る。是も旅の一つ咄しならんと、一杯を催し猪肉をもふけ、温みを入れ、一と寝入す。

○万場マンバさんかそちこち世話をするなれととんだ難儀に大晦日かな

これも長途事なれば、是非ニ及はず。爰よりは荷物を車に附ケ人共に打乗りて、佐谷へ越る途中、●神守と言し宿有り。爰ニ尾張●津嶋牛頭天王日本最初の宮居アリ。是は衢より拝礼して通り行き●佐屋江着き、今日は大晦日なるに、斯く安くと車坂にて、年の越るも旅にしあればこそと、我身を祝して

人は皆越るにあしき年の坂を気安く我は御車で越す

●伏見やと言しにて、●昼食事支度せし處、御出入のよしニ而、酒肴出レ之与て為二挨拶一と○金百疋為レ取候處、殊之外為二果配音義一且渡舟場近し。世話等厚致し呉、尤此宿は尾州侯御領にして船場近し。運生賃之由、往昔方仕来りのよし申聞、且名物大根を三人江為二土産一到来与て

○伏見やな暮る土産は甲子の是こそ年の○尾張大根

として暫時砂河原を歩行、此邊砂白き事雪の如くいと見事、木の根半ほとは砂ニうつみ有し。木曾川の末と言し。爰を船にて乗り越へ、八ツを過るに●桑名宿へ着き、京屋小兵衛ニなん宿る。海際に伊勢太神宮の花表あり。爰より上る。十万石松平越中守殿御城下ニ而、町並いと見事なり与者大江戸に近し。大晦日なれば、やく払ひ等衢に多し与て為レ払二一笑一、又泊屋の取なし昨日に替りて丁寧なり与て

昨日にはまた引かへて今日こそ都合よきめに大晦日かな

年の終りに斯くよき事のあれば、翌年もまた能からんと臥戸に入り、酒肴など取寄せ小魚あじ小はだ等の小魚、いと見事の料理、また道引をよびて、揉ませながらに白波と共に、枕を付ケて年を明にし与見れば、はや快晴にて、元治二乙丑年と代る。初に斯く天氣の能きも芽出度ければ、

はつ東風に今年の顔を吹かせけり

唯向くも東の方や旭の恵み

是より爰を立ては●小向ひと言しに行ケば

明るかとおもへは馬に乗初めの都の方に最早小迎ひ

爰にて家礼のよしにて、屠蘇象煮餅を出し、殊の外之馳走に逢ひ、またきに大に過し芽出度、爰を旅立に小向ひを過ぎて、●富田と言しに着き、爰は名にしおう蛤の名物、松の蓋を以て

焼き皿に載せて出し、人呼て桑名の焼蛤と言しは是也。立寄りて一杯を命し賞翫ス。

まつかさ温められたる蛤は水沢山で○富田よい味ち

一と皿價百匁と言し、早き故打立ちて次宿●四日市と言うに向ふ。爰に至りて昼の食事を支度に、家号●太田やと言に付けて飯盛と題して、

外目か 岡眼から見たれはとんだ二ツ山抱子の顔に太田山出し

なとたわれ言そして、食事を仕舞追分てふにて、天照らすおほん神の御花表を不斗拝し、参宮せし心持そして

元日や斗らす伊勢の花表先

拝伏は丁度恵方や伊勢の神

(欄外) はせを いせに詣て、何の木の花とはしらす匂ひを(マゴ)

西行上人の哥に 何事のおわしますかはしらねともかたしけなさに涙こぼるゝ

はせを 四日市より馬ニ乗りて杖突坂引き上るに荷打返して馬より落

○歩行ならば杖突坂を落馬哉

名所なれば二段切ニても論なしとかや

烏丸光廣卿の紀行ニ 草臥て歩行より通る旅人はみな杖突の里とこそ見れ

爰を立ちて無^レ程●石薬師と言しに着き馬を継ぎ、恐ながら馬^上なから

尊とさや都^{有難や杖突かて越す坂の上}に近き此里は石も薬師に替る芽出たさ

(欄外) ○此石薬師の東なる此坂ニ杖突ノ名アる事ハ日本武尊醒ヶ井ノ御足ヲ三重縣曳ます時佩なくる所の御鍛ヲときはしめて杖ニ突給ふより三千年の今迄も呼事也ト言し

爰をいそきて次なる●庄野の驛にいそくに一里也。此邊牛多くしてさもいかめしき出立也。七ツ過る頃に着すれば、爰に留めんと問屋のもの懸入けれども、我^レは先へ超へんとおもふ心あれば、とう^レ馬をかさせ

とう○庄野^{しやうの}かふ庄野とはしたれとも今宵は馬之登る○亀やま

として、日くるゝに及んで、●亀山ニ着く。六万石石川保之助殿宗十郎(カ城下也。地邊高き處ニ

ていとよろし。●伊勢やと言に着く。元日の事ニして屠蘇等出しいてなに与て祝して曰

蓬菜も
亀山なれは

蓬菜に臥すのも旅の恵様(カ)かな

○亀山に臥すや斗らぬ花の旅明くれは早く霞さわたる

なとして爰を明け早ふ立ち、荷人共に車に乗りければ、

乗り越る其○亀山も心持よく車の音も吉くと鳴る

爰方一里にして、殊の外に早ふ●関の宿に着き打乗。然ルに當宿に名高き地藏尊有り。また関の戸と言し菓子ありけり。

日の本にあまたおはせとその中にこれこそ○関の地藏成らむ

此宿僅の宿にして出抜ケ、少しツ、の山あり。間くを登りて四五漸の茶屋有。向ひに狩野古法眼元信●筆捨やまと言しあり。景別に見事なれば

○往昔の繪師さへ筆を投かれし筆捨やまに筆を取とは

憚りて口繪を止む。淋しき道を抜けて●坂の下と言に着く。また馬を替て、爰よりは●鈴鹿山と言しに懸りぬ。宿外る頃に至りて、右の山禁に、坂上軍将田村丸、鈴鹿鬼神退治の折、一と度拔出給へは千の矢先と化し、觀世音の應讓ありしを祭り給ひし。●清水の觀音巖石を鑿ちて爰に祭りて有る。參詣す。

○放ツ矢の千筋となりて飛散るは是觀音の妙智力かな

爰を超へて青人中の家五七軒も過て、●鈴鹿太神宮の宮居あり。此社前に置て下馬し歩行と成り、馬は背を輕ふして登山させ、彼の唄を思ひ出して、

○昔は馬さへ物を言しとあれば○鈴鹿に曳けて慈悲をくわへん

殊の外に礮礮なり。此辺の杉数十丈に伸び、いと見事也。登り詰るに山上に茶店あり。越へて左りニ至り、田村大明神の社あり。山下り際に至りて大なる石燈籠あり。金毘羅江寄進のよし也。山を下りて●一とおあり。蟹か澤と言し。そのかみ大蟹出て人を取与て飴を以て是を取、今に●水飴また竹の皮に宮餅程ニならへて賣る。

(欄外) ○あめの水もうる也

水飴につゐほたされて横這に出て取られたる蟹か騒きは

少しく下ツて、田村川と言しあり。渡りて檜原あり。山中に田村大明神を祭り有之。宮作り結構ナリ。無程して土山の宿に出る。名物お六漉櫛を賣る。三ヶ月やと言し家号多し。

○土山にちらと見初めし三ヶ月や宵から一ツ召して行かんせ 琴主

爰にてまた繼かへ、左へとて次なる御城下、●加藤左京大夫殿也。無程して●水口宿に着き、

●京やといへる宜敷爰にて亀やま伊勢やりの添手紙持参して、依而付扣置、また爰よふちやふち二詣よ兆ちやうたる一婦あり。年夢物と承り、三日之内なれば早ふ爰ニ着き、髪月代をいたして、暮際ニ湯ニ入。然ルに例の五右衛門、殊ニヲきの強さにはしやきて入りし内に、水のもる事、さるの如し与て、手廻して三人そろくに入湯。然ルに夕餉の支度も調ふまゝ酒を盃し、一杯を傾けんとせしは、三元日の事ニて屠蘇とそを出し、また殊の外に取繕ひて、鯛の味噌積つめて其他珍味ちんみも出し 存外に酔て

上方ノ言葉○めツそうな御馳走物にうかされて○御免やすく呑酒つぐのしやく

夜四ツ過る頃床ニ入り一と寝入して、早ふ爰を起出し支度取調ふて、馬ニ打乗り少しく行けは川有。●横田川と言し下流ニして左りの山上に庚申有。又岩不動有り。いと淋しき山陰也。右之方に向ツて●三上山と言しあり。笠をふせしことくの山ニして見事也。●遠藤但馬守殿領分也と聞く。世人是を百足山と言し鏢ぼり也。少し小川を越して●万里小路藤房公古跡妙勸寺村と言カに有り。此辺城跡殊ニ多し。又観音寺妙勸寺等其他七十防、往昔は、之處信長公放火ありしよし言傳、今残る處僅四五寺、又此邊の川往来方高し。往来する處は水門の如く成所あり。江州●家の梁川と言し。雪解等の砌一時に落来りしよし也。爰を越れば無レ程●所部石部の宿に継ぎ馬を継ぐ。彼のお半長右衛門の一事などおもひ出し、今●まてまてはままやと言しあり。伊勢の帰りはさそやお半も十五や十六なれば
草臥て○前後も知らず寝る時は堅ひ○石部の枕知らずに
此前、石部与水口の間の宿に、加茂の長明の故跡あり。爰を立ちて間の宿●梅の木と言しに着く。薬宿数多あり。和中散と言し看板出し有也。前に薬師如来を祭り有レ之。

衢ちやうにも●薬師や一句ふ三無和中散

爰を過ぎ、よ程過ぎて漸く草津に出る。此處○竹根鞭の名物、または乳母か餅と言しを賣る●家居あり。見事成家作与て悪口を

○草津とは扱たまらぬと旅人の袖引たれと○乳母か餅賣る

此●草津も許は布薩なるよし、光照ほさつ布薩を受け給ひし時より此名初まりしを、あやまりてくさつといふよし也。爰にて昼の食時をとゝのへ、然るに矢走渡しを馬士の進メに任せて涉り、此処の習にして、賃は馬士より払ふと言し。暫時乗り合の晦に雨氣を催し、少しツ、降り出せとも、余語の海の絶景言し斗りなく筆を起して八景を

矢走帰帆

真帆かけて矢走に着くや帰船

唐崎一ツ松

雨に些淋しく見るや一ツまつ

夕雨に景色の添ふや

三井晚鐘

年の内の春らし眠る三井の鐘

勢田夕照

水かけの扱長橋や勢田の景

栗津晴嵐

偶たま(カ)に洩る日に景色添ふ栗津哉

比良暮雪

照り返す日に雪見るや比良の嶽

消へ残る雪や比良野と夕景色

石山秋月
の楳の尻

芋影の笹笹湖に長くさし入りて麓せの岸に船着を見る

堅田落雁

友しとふ夕部や雁の堅田浦

など、近江の八景を一と処より見しおもひを口と述て、無_レ間大津の川岸に着き、荷物は軽子の持運ひて、あたりの軒下に休らひ置。宿は問屋の近くにとりて●一泊を乞ふ。繁昌東都に續く。此處の名産源五郎ふな、且大津画等は家毎に見へ、古風今に顕われ牛車は江戸に陪す

牛ノ鳴聲も

○最ふ爰に來たかとおもふ登り坂牛の歩行のよりおそくとも

(欄外) ○膳所一体はおものと言しとかや。文字「供御」御膳温飯如_レ此ナリ。をものは栗津の濱をいふとかや。むかし禁裏へ鮮魚を日次に貢せしよしも

○とこほる時もありしなあふみなるおもの、濱の蟹の日つきは

御土産に一枚召して行かさんせ大津画は江戸府 志エト下通に出るほと

(欄外) ○義仲寺三井石山ノ話ハ婦リノ記行ニ讓テ出サズ

此處遊女殊に多し。字をお茶様と言しとかや。

膳居へて客待ちうけの●御茶様は一と口物にほふのやけとう

などたわれ事言ふて早ふせり。翌は伏見てふ夜船にて愈登坂となれば、京一覽の望み起り早ふ荷物は巻荷として先へ廻し、我と三人りは歩行となりて追分てふ二いたり、家毎に

十六盤そろばんを商かふ中に、一里塚前の庄兵衛といふ宜しと言し

京とうへ登り下りのいとさん少女を言し 幼かの玉を算好言カしてくらす○庄兵衛商賣カ

此処右の山上に関大明神と言し有り。蟬丸を祭て彼のこれやこのゝ古事をおもひ出し、また関の清水と言しあり。走り井といふニ走り餅を商ふ。

これやこの讀まれし人は神下はからつ爰神に○逢坂の関

走り井にて

きくしたる手に冷え退かぬ清水かな

従レ其無レ程坂道少し有レ之。右も左りも山々にて景色殊ニよろしく、又た山科の里に近よれば、天智帝の御陵たなほを過ぎて大き成山有レ之。従レ是三条通りと言し。左りの山は東山といふ麓に東山御防彼の

蒲団着て寝たる姿やひかし山

の古事をおもひ出し失礼を不レ頻(カ)

鹿の子またらに茂ける若松

従レ其三条五条四条と渡り所と一覽、祇園并大仏参詣智恩院一見、折節焼失後にて市中淋敷、全くの一見のみにして昼を過れば、伏見街道に出て昼食事をとふへりて、●伏見●針屋庄九郎といふに着く。爰ニて夕食事、船の支度も調ふて乗組、夜舟にて淀川をくたり、彼のくらわんかの商ひ船も出る。

初夜聞て知らぬ里とふ夜船かな蒲団丸めてなふせて透風

などして明ける七ツ過る頃、八軒家てふ●和泉やといふに着船いたし暫時休息、夜明けに及んで髪月代とふいたし、着船の祝酒をとふべりて五軒屋敷へ案内せんとせしか、未だ吉田衆住ひ居られし俛、當時者御門とやらニ仮り住ひ故、爰ニ至りければ、御長屋拜借被ニ 仰付一一寸立寄り、平井氏江罷出 公用の事なれば万事同氏江頼み、部屋へ引取、長途之勞を休めけり。

○浪花ともあれ新らしや今朝の春 旭美

是方吉田衆方之挨拶を待ち、着坂之由は平井氏へ頼み、然ルに翌六日昼後方御 城入いたし、御上屋敷江可ニ罷出一旨被ニ申越一有ニ付、相應及ニ應答一、翌日ニ至り九ツを待ちて支度調ひ、三人連立ちて御上屋敷江出、御内玄関方案内を乞ひ、御廣間御取頭取次を得て、鎗之間てふに通り、吉田様衆類役江逢、一別以来之應接相済、案内ニて御小書院と言しに曳て、暫時休息、従レ其代と類役罷出傳達有レ之。御帳記之引合等目錄書ニて引合、御吸物御酒御飯等迄出レ之、委曲御用日記ニ讓て略レ之。従レ其日と御上屋敷江罷出、又仮屋敷を取立ツて日と勤

番、然ルに十五日昼時ニ至りて、

殿様御着阪万事一陣ニ讓ル。従^レ其御受取後御城入廿一日也。我々も同日引越役處受取、甲乙番を建て、万事無^レ滞相勤、然ルに明くる寅となりて、正月十一日御有用^レ之罷上候処、別勤を被^ニ仰付^一。江府長詰、家族も召連候哉。御宅従日数ニ而出立之旨、御番頭方達し有^レ之候得共、又江戸へ之御用被^ニ仰付^一、御用済迄之御有餘申立濟寄ニ而、廿三日浪華出立、夕七ツ時を過て、八軒家方乗船、伏見て夜明ヶ朝餉をとふべり。従^レ其竹田街道ニ懸り、大津江四ツ時頃ニ着く。爰ニて昼之支度をと^レのへ、又三井寺の参詣ニ望あれば歩行ニて登り、所と遥望、奥の院弁慶の引摺り鐘を見て、

注湖に響き巡るや三井のかね

従^レ其参詣果て大津ニ出、銘産大津画をと^レのへ、また堂を求めて彼の

大津絵の筆のはじめは何仏 はせを

(欄外) 右ノ句意三日閉口題四日トアリ。一書ニ大津ノ乙州か新宅ニ而越年ノ句也。三ヶ日モ過テノ口ひらき殊ニ處ノ物煩ナレは欠(カ)句にし給へり。四日の事なれば何仏と居玉ふ。滑稽感するに絶たり。大津絵は岩佐と言し人始たりと言し

などを思ひ出し

土佐くさといわれて嘯^{ドモ}又兵衛か書き廣めたる大津繪の具に

此宿中を過て粟津原ニ掛らんといそけは、右に義仲寺と有り。彼の朝日將軍の御墓并兼平手植之松等今日残れり。相並んで^注筒蕉翁の牌あり。大坂ニおみ給ひ白骨は此義仲寺ニ納入給ひしよし。また碑名は晋其角の書と言也。爰ニて揚雲雀を見て

名なを高う○粟津か原や揚雲雀 青好

彼の片隅ニ^注笹蕉翁庵居之跡アリ。爰ニての吟のよし。

(欄外) 大坂花屋庵ニ而欵 辞世は旅に病て夢は枯野をかけ廻る はせを

木曾殿と背中合せの寒さかな

折々ニ伊吹を見てや冬籠り

當院ニ、今翁の像を祭ル堂あり。誰人の詠るしれす

時鳥雀に首を上げさせて

庵主に呼へは罷出、其角の短尺又者翁の真蹟等あり。いつも石山幻住庵ちろく^ノの清水を巳(カ)て製すとあり。爰を出て松並方右者粟津、左りは湖水ニて眺望よろしく

はるかせやなに(カ)路のみゆる水の面 青好

従^レ其膳所の城下に出、水に移る城、日に移る余語の湖

凧の尾を白眼^{ニラム}て居るや鱸頭^{シメヂ}

はや彼是昼を過れば、いそき石山ニ参詣せんといそき、連もなう唯獨り漸にして山門に出る。麓に湖水縁ニは茶店、夏月は螢の名所ニて賑ふよし。門内に入れば紅葉の若は也。また桜の

含^{くみ}み今日も開かんとする。即夜境内きらひやか、岩の間方吹出す水、龍頭方出る。爰にて口そゝき石の担^こを上りて庭の結構、けに石山の名頭れけり。鐘楼并鞍楼もあり。又も檀を揚りて端風作りの所あり。是を源氏の間と言し。往昔紫式部五拾四帖を爰にて書頭せし處也と言し。

はや花のゆかり見ゆるや石山寺

従^レ其觀音寺へ拝礼果て裏山へ廻り月見堂へ近寄らんとする。庭上に翁の碑あり。膳所に泊り、暁石山寺に詣て、彼の源氏の間を見て

曙はまたむらさきにほとゝきす　はせを

月見堂一覽湖水爰より見ゆる。麓は人家勢田も見ゆる。沽

はし影のひは湖に長し宵の月　青好

従^レ其下山左りの方に撞鐘あり。是者諸人二つく事を免す。龍宮方揚りしよし。三井の鐘に準し又岩に穴悉く有^レ之。いづれも縁結者一国に有し。

かんおんに縁を誓ひの石山は男に堅^{かた}ひ契り成へし

そこゝこ一覽、此尊体は山城国清水を移し奉るとある。願主は當国北郡浅井備前守長政息女淀殿、秀頼公来世の為とて、御誓願伽らん御建立とあり。堂構の古ひ物淋しく覚ゆ。下山元の道を返りて勢田ニでる。此時八り下りなれば、都の方を返り見て

我かけもは^{ちと}や長橋や勢田の夕

爰方餘程原道を過て●野路村と言しあり。田の中に往昔玉川の跡あり。只菰も名のみ、水も枯れて少く

菰も枯れ水さへ^潤沾れて只爰に名にし●近江に野路の●玉川

爰を過て兼平の塚あり。無^レ程して草津に出る。登坂の紀行にあれば爰に略せり。駿河^{するが}洲^洲に入りて府中中程方久能山　御宮江と望生し、相廻りて参詣致し、御宮柱^カ之結構また言しも更なり。絶頂より麓^麓を見るに、十二町と言し上三三防あり。井戸あり。容害の宜しきは二ツとなき土地なるよし。一ツ井を勘介井戸と言也。甲州山本勘介近国之砌る堀見候よし如何成日照りにも水満とたるよし。従^レ其下山、海原を過て三保の片側を通る。興津に出て爰に泊る。また三州ニ出て山中之　御宮と言しに参詣、神組御開運、舞上り八幡宮と言し。御守り等も爰方書る。また藤沢に來りて鳴立沢へ立ち寄り、従^レ其江の嶋参詣の念生して、彼

所江罷出、暮る頃恵ひ寿屋と言しに泊ル。翌日参詣御^{ついで}殿迄不^レ残拝礼相済、七里か濱を過

て腰(カ)越村江来り、切り通しを過て星の井戸一覽、從_レ其案内を得て八幡宮江參詣、雪の下
にて昼食事いたし、また案内を得て五山等江參詣、從_レ其●保土ヶ家宿に泊り、翌六日江戸へ
歸、御用取始末いたし、十三日出立、十五日笠間江案着、家内の歎また言しも更なり。家事
取始末相整へ、四月朔日出府、日比谷御屋敷江着。今之職事無_二油断_一

蕪入の心てうれし寅の春 旭美

元治元甲子年極月廿日_ヲ慶應二丙寅至正月撰_レ之

『大坂城御番所勤方文書』

『大番交代時之出役覺』

八月四日、六日、七日、十二日大交代之節、内外固御人数并御番所出役之面々曉八ツ半時御下屋敷江相揃、七時前御門前へ立揃七ツ時相圖有レ之、御武器(カ)方繰出、土橋江相詰立揃候事。

但韮腰附御鉄炮玉込切火繩之事。

一内固御城入御人数も御番所出役之御物頭、御番士、御長柄奉行、御徒目付、御徒長柄小頭、御長柄之者、足輕小頭、立番足輕、帳順之通御番目付跡押いたし、土橋張御番所前方一行ニ立、張御番所前ニ而御城入人別相改候事。

但御人数證文御番目付持参致候事。

一御破損役之者兩人共土橋江八ツ半時罷出、出役之番頭江御使相届七ツ時相圖臺提灯附揃、内固御破損役一人は御人数引連御城入、臺提灯内固御人数立揃候段、大御番所江相届候事。

但御破損役御人数通證文帳御番所江持参候事。

一御破損役御城入(カ)之儀、御上屋敷御家老江案内申達出役是有。當番之御番頭、御目附、舛形御番士一人立合、冠木御門(カ)明より内外棒突足輕兩人宛差出、御人数相改御城入相済(カ)候事。

但御家老直大御番所江出役、尤御鍵左之通御徒目付為レ持候事。

大御門扉 御鍵

冠木御門扉(カ) 御鍵

北仕切御門扉 御鍵

右御家老出役候は、北仕切出役之物頭、同所扉御鍵御家老方請取之、北仕切江相詰、御交代相済引取、大御番所江御鍵持参之御家老江相納候事。

但右御物頭北仕切江出役之節、(カ)御鍵致ニ持参一候事。

一内固御人数并御番所出役之面々明ケ七ツ時過、御城入ニ付通證文御番目付、張御番江差出、通詞番相添、大御番所江差越、早速三番所江触出、御家老、御番頭、御番目付、舛形之御番士一人立會、冠木御門(カ)明レ之、御門内外棒突立番足輕兩人ツ、差出改候事。

一舛形出役之御家老、御番頭、御番目付御城入、即刻御家老、御番目付大御番所へ罷越、冠木御門扉御鍵并(カ)御鍵大番所江出役之御家老ヨリ請取之、舛形江持参候事。

但御鍵御徒(カ)目付ニ為レ持候事。

一御加番京極甲斐守様、青屋口御小屋請取御人数御城入通證文、張御番所江持参、大御番所方公用方へ差出候。公用方方御下知之旨、早速大御番所江申達、舛形出役之御家老、御番頭、御番目付、御番士一人立會、冠木御門(カ)明ケ内外棒突立番足輕兩人ツ、出候事。

但御證文引合御人数繰入候事。

一右御人数北仕切御門通候ニ付、同處出役之御物頭、御番士一人立會、(カ)明候事。

但御小屋請取御人数青屋口案内足輕一人差出、提灯持中間一人、且夜中右場所通用之儀

御番頭方前日以「書付」相断候事。

一内外御固不レ残立揃候段、内外御破損役方大御番所江御断、即刻 殿様大御番所へ御出之御案内、出役之御家老方公用人迄手紙ニ而申遣候事。

一明七ツ時過 殿様御平服ニ而井戸脇御路次方御出、直ニ外固為「御見聞」、土橋迄御出、此節大御番所當番之御目付御先立ニ而、同處出役之御家老公用人御供之事。

一殿様外固為「御見分」被レ遊ニ御出「候」付、舁形出役之御家老、御番頭、御番目付、御番士老人立會、冠木御門「開」之、御城相濟御門へ舁形江引取候事。

一殿様大御番所江被レ遊ニ御立帰り「御出役之御目付様江宜敷旨御案内、使公用人取斗遣」之御使御供之御徒方差遣候事。

但山里御目付様、西御目付様江御出故、山里江之御使ニ不レ及、即刻御目付様方大御番所江御出御挨拶相濟、外固為「御見分」、土橋迄御出て御先立大御番出役之御家老可「相勤」事。

一右御目付様御城之節、舁形出役之面と前条之通立會、冠木御門「開」并閉之事。

一御目付様外固御見分相濟大御番所江御立帰り、平日之明六ツ時式寸五分程早へ御大鞆打同様御下知ヲ以、公用人方通詞番足輕南仕切御門迄申遣、同所方御大鞆櫓江通詞即刻御大鞆相成、打切も時分見合公用人方申遣打切候事。

但六ツ打出時分見斗、御番頭方差図ニおよひ提灯消し候。拍子木御門下ニ而為レ打、提灯并燭臺共為レ引候事。

一明六ツ時御大鞆打出シ大御番所出役之御家老、當番之御番頭、御番目付大御門江罷越、御大鞆打切両扉開レ之、此節舁形出役之御家老、御番頭、御番目付、御番士老人例之通り立會、冠木御門両扉開レ之、御蝦も勿建寄置、両御門江立會て、面と向と者番所江引取候事。

但舁形御番所者大御番所方之見通ニ相成候間、御家老始下座敷へ下り罷在事。

一北仕切御門出役之御者頭、御番士立會、南扉開之「開」、御蝦勿建寄置、登り御加番様御通り相濟候は、開候節之通立會、御門へ「開」は平日之通り明置候事。

一右北仕切出役之御物頭、内外固引取候比御鍵持參候間、大御番所江引取、扉御鍵御蝦共御番頭江相納候事。

一青屋口下り御加番内藤因幡守様御小屋迄、大番所脇出役之御使者役御案内、御使者公用人方申談相勤候事。

御口上

御人数勝手次第御操出候様被レ仰遣「候事。右御使者北仕切御番所迄相越居、御門明キ即刻青屋口江罷越御使者相勤、口上御返答之趣公用人江申達候事。

但継上下着用

御使者 若堂老人

草り取老人

一内藤因幡守様御人数段と御操出、引續因幡守様御出、大御番所江御立寄、殿様御挨拶等有レ之、御熨斗塗三方出レ之。尤御近習勤レ之直御城出御家老始不レ残下座之事。

一 下り御加番様、京極甲斐守様土橋先江御扣、右御場所迄大御番所脇御使者役御案内、公用人方申談相勤候事。

御口上

御人数御勝手次第御操入候様被_二仰遣_一候事。

右御返答公用人申_レ被_レ達候事。

御使者 若堂老

鍵持老

草り取老

登り御加番京極甲斐守様御人数御操入、引續御同人様御城入大御番所江御立寄 殿様御挨拶等有_レ之、御熨斗塗_二三方出_レ之。尤御近習勤_レ之相濟、甲斐守様青屋口江御引取、御家老始不_レ残下座之事。

但御人数青屋口御小屋迄、為_二御案内一足輕老人士橋中程方御先立致し、甲斐守様御城之節は土橋中程方御供目付老_一人御先立致し罷越候事。

一 御交代相濟、甲斐守様被_レ成_二御引取_一候は、大御門江御家老へ御番頭、御目付罷出兩扉_レ之、大御番所江引取、此節冠木御門へ者、舛形之御家老、御番頭、御番目付、御番士老人立會、兩扉_レ之_二開_一明置引取候事。

一 冠木御門扉_レ之立會之御番頭、外固為_二引取_一可_レ申段、御家老江申置候。張御番所出役之御番目付、外固不_レ残引取候様御門繼_二而相達_一、夫方舛形内御長柄奉行へ相達為_二引取_一候事。

一 御門_レ之上、御番頭罷出御交代相濟候段 殿様へ申上候事。

一 御出役之御目付様大御番所御引取、即刻 殿様最前之通御路次方被_レ遊_二御引取_一候事。

但内固御人数引取御城出之節者、常之通御門札_二而罷出候事_一。

一 固之面_レ御人数引取之儀、御番頭案内有_レ之、御中屋敷江行烈_二而引取可_レ申事_一。

一 面_レ箱提灯者草り取_二為_レ持可_レ申事_一。

一 固之面_レ着服羽織袴之事。

一 足輕小頭以下服立取候事。

一 固之諸士始、御目付様、御加番様御通之節、手明之者下座致候事。

一 六日鷹木坂御加番様御交代之節、内外固御次第前_二同_一。南仕切江出役之御者頭、大御番所方築違并南仕切御門御鍵御番頭方請取罷越、右御両御門共開_レ之_二開_一御蝦も勿建寄置、登御加番様御通り相濟、開候節之通立會、御門_レ開_一平日之通明ケ置候事。

但御鍵納_レ方前_二同_一。

一 七日東御加番様御交代之節、内外固右同前、北仕切江御番頭不_レ及_二出役_一、南仕切江罷出、御門両扉開閉之儀北仕切同様取斗可_レ申事。

一 十二日西御番頭様御交代之節、固等諸事同様、南仕切江御者頭不_レ及_二出役_一候事。

但於_二大御番所_一御熨斗炮者御精進日_二は不_二差出_一候事。

一 御武器_レカ其外諸士下_レ迄雨具且夜明提灯引候節取集之筋方世話可_レ被_レ致候事。

一大交代節若雨天ニ候はゞ、侍固之者手傘半合羽下駒(ト)相用、尤殿様、御目付様方大御番

所江御出席ニ付、御見通し相成候場所者、下駄不ニ相用一候事。

但御先立致候者は手傘半合羽相用、下駄者不ニ相成一候事。

上書

天保十二辛丑年

四日 六日 七日 十二日 大交代ニ付出役之面々次第書帳

御交代日割

追手御門方

一 二日 御加番様方仮御城入

追手方

一 四日 下り 内藤因幡守様

登り 京極甲斐守様

同

一 五日 東御番頭 曾我伊豫守様仮御城入

同

一 六日 鷹木坂下り 山口周防守様

登り 稲葉兵部小輔様

追手方

一 七日 戸田隼人正様 曾我伊豫守様

同

一 八日 小交代

一 九日 同

一 十日 同

一 十一日 同

追手方

一 十二日 西御番頭下り 建部内匠守様

登り 大岡紀伊守様

『玉造口御門御定番御城入之節御固人数并絵図面

付) 出火之節役々心得方其外御番所心得方大略記』

△表紙▽

天保十五年辰三月写置

玉造口御門御定番御城入之節(カ)御固人数并繪圖面

出火之節(カ)役と心得方其外御番所心得方大略記

市瀬正應扣

△本文▽

天保十二年十一月大御番所御者頭日記書抜

一明後六日、酒井右京亮(カ)様玉造口(カ)御城入ニ付、同所為ニ御固ニ當役(カ)人、御目付(カ)人、

御馬廻り三人出張相勤候様、公用方より御達在(レ)之候間、相心得候様、御番頭(カ)通達有(レ)

之。尤當日着服、當役御目付(カ)兩人者継上下、平士者平服之旨、固場所都而繪圖面之通。

一前文出役之者御番合都合も有(レ)之候。

席と申談候而可(レ)相勤ニ旨、是又公御用所達し之旨、御目付吉原新七郎ヨリ通達有(レ)之候事。

一申談ニ而栗林季十郎今曉玉造口為ニ御固ニ出役ニ付、長谷川居残相勤。

一今朝玉造口御定番酒井右京亮(カ)様御城入ニ付、為ニ御固ノ一(カ)出役之面と、御者頭代栗林季

十郎、御目付加藤利兵衛、御(カ)人木下幸八、金田荒太、石橋軍治、御徒士目付清水傳太、

着服供連焼^(カ)七ツ半時御下屋敷江(カ)相揃。

東雲挑灯引ニ而、出張行列左之通

一 小頭 小頭 棒突足輕廿五人

二 御者頭 若當 鎗 狹箱 草履取^(カ) 口付 馬

三 御目付 若當 鎗 狹箱 草り取^(カ) 口付 馬

四 御馬廻り 若當 鎗 狹箱 草り取^(カ) 口付 馬

五 御馬廻り 若當 鎗 狹箱 草り取^(カ) 口付 馬

六 御馬廻り 若當 鎗 狹箱 草り取^(カ) 口付 馬

七 御徒士目付 草り取 雨具持 釣臺 式荷

八 才領(カ)人 天保十五辰ノ三月 米津様御城入節固出役之名前左ニ記

御者頭市瀬大次郎、御目付大塚欣兵衛

御馬廻り石田半三郎、一井栄之助、松田傳

御徒士目付小林善藏、山口小右衛門、稻垣藤三郎也

此度玉造口御定番米津越中守様 御城入、都而天保十二丑年十一月酒井様 御城入之節之通り相心得候様通達有_レ之。

尤固場先例之通り例之繪圖面与者京橋方固場此度御達有_レ之候与相替り候申立付為_二心得_一、尚又繪圖面大略認置候事。

一右御城入之日限相知、公用方_方達し有_レ之候は、出役之名前相印、御上屋敷御目付江相届候様、御番目付申聞候_二付、名前認差出候處、翌日以_二切紙_一御家老被_二仰達_一候与御目付_方執達有_レ之。

一朝御太鼓六ツ時_二而出張、四ツ半過御城入相濟、御門_レり候_二付、如_レ元行列_二而引取。但し附弁當也。

天保十二丑年四月十八日被_二仰出_一出火之節役_と心得方

一夜中出火遠近_二不_レ拘、七人番所不寝番_方凡何筋何邊与張番所江申継候は、早速非番之公用人小屋并御目付_二為_レ知、五軒屋敷御門迄申越、御門番相越申聞、五軒屋敷御下屋敷_と、五軒屋敷御門下番_二口觸_レ為_レ致可_レ申。尤町御奉行_方為_レ知使参り候は、前同様手續_二而公用人江可_二申聞_一事。

但御番目付_方當番御目付江も申越、席觸、御屋敷觸も可_レ有_レ之。

一外張迄町御奉行御出之節、公用人_二者下屋敷江罷出、御對話_二および候間、御番之面_と御規定之通下座可_レ被_レ有_レ之事。

但御用人者高張挑灯_と、若當草り取_レ人宛召連、火事具着用罷出、尤書役も相詰、地目付共も火元見届罷越可_レ申候。御番之面_とは大御番所_方通達有_レ之候迄は、火事具着用_二者不_レ及候間、此段も相心得可_レ被_レ申事。

一御番所向火事具着脱所、公用方_方大御番所江都度_と通達之事_二候得共、近火等餘機之儀者必通達相傳候斗_二も有_レ之間敷候条、猶勘弁可_レ被_レ有_レ候事。

一御城近邊之出火者勿論之儀、遠火迄も三時以上_二および候得者、御本丸百騎衆_方、尤御案内之上、御定番、下御加番、上御番頭、御目付も御出御同道之事。

但し御挑灯之儀者、御徒士目付手廻り小頭預り、御参殿中等御挑灯時刻_二および候は、非番之御供目付、當番御徒目付手廻り小頭せ話致し、書番も持運、御行列帳員数之通、無_二御不都合_一様、可_レ被_二取斗_一、蠟燭者兼而御供頭_二而用意可_レ有_レ之事。

一三ヶ寺且八町四方町中出火御人数被_二差出_一候程合、餘に時難_レ決候は、出役之向并御目付等_方非番公用人江申談之上、御下屋敷御門下番_二、二ツ續拍子木御下屋敷、五軒屋敷為_二打廻_一可_レ被_レ申事。

但其所出火之最寄承り次第、御役所向下役迄も御下屋敷江欠付、人数等せ話可_レ被_レ致候事。

右者兼而之心得方迄_二餘機急卒之場合ゆへ、其心得_二而御不都合_二相成_一候様可_レ被_レ致候。右之通大御番所_方通達有_レ之。

『大坂御城御番所勤方大格』

△表紙▽

大坂御城御番所勤方大格

箕浦又市殿ニ貫レ之

市瀬正誼

△本文▽

罷掃

大御番所

一番頭 一人

一者頭 一人

一大目付 一人

一馬廻り 五人

一帳付 一人

通詞番足輕 四人

下番中間 四人

一鉄炮 三拾挺 玉箱三荷

洞乱三拾

火繩三拾

矢箱二荷

靱式拾

但替弦靱之内ニ有り。

一幕 壹對片

一番土鎗 八本

外ニ 鉄炮 式拾挺 洞乱式拾

火繩式拾

弓 拾張 靱十穗

纏 式本

右急時御用之節ため大番所ニ被ニ差置一。

一大御門、冠木御門、西之御丸仕切扉之海老者大御番所有レ之、御太鼓櫓下仕切御門海老は

同所仕切御門御番所ニ有レ之候。

一御太鼓櫓下仕切、西之御丸仕切、両御丸扉之鍵は、大御番所ニ有レ之。大御門、冠木御門

両所扉之鍵は、御居間ニ被ニ差置一。

一平日番頭膝代り、者頭、大目付之内相勤、馬廻り西番五人之内。

一兩人膝代下座之節者、不レ残相勤候。地御役人、御代官、大御番御組頭、大御番御在役之

御方、惣御番衆御門出入之節者、當番使役、馬廻り兩人之内一人下座、薄縁へ出、御家来御供人数何人と相断候を承^レ之、御主人御會釈之節御時宜仕、惣番人は下座不^レ仕候。

一下座之事、御城代、御定番、大御番頭、御加番方、町御奉行、境御奉行、御舟手兩御目付右之御方へ番人惣下座仕候。

一御切手、口上書大御番所へ侍分持参之節者、右使役之馬廻り之内請取ニ罷出候。右御切手、御口上書足輕持参之節者、通詞番足輕請取ニ罷出候。

一御證文は御上屋敷方徒士目付持参、番頭請^レ取之^一。

一明ヶ六ツ御門開之節、御上屋敷方明ヶ六ツ前ニ、家老一人冠木御門御鍵持参、大御番所方番頭、大目付、足輕小頭召連罷越、御太鼓六ツ打切、御門開之海老者大番所番頭受^レ取之^一、鍵箱ニ入置申候。暮六ツ前ニ家老一人御門へ罷出候。大御番所方番頭、大目付、足輕ニ海老為^レ持、冠木御門へ罷出立合六ツ打切、海老をおろし、番頭海老篤与^レ候を見届候。

一御太鼓櫓下仕切御門扉御鍵、番頭方使役馬廻りへ相渡致^二持参^一、當番之者頭へ相渡立合、明ヶ六打切候而、御門開之御鍵大御番所へ持参立合候義、番頭へ相達、御鍵番頭受取申候而、箱ニ入置申候。

但シ暮六御門^レ之節、南仕切當番者頭方ニ預り置候。海老おろし申候而、使役馬廻り立合ニ^二罷越^一候。

一西御丸仕切御門扉之御鍵、當番者頭ニ番頭方相渡シ致^二持参^一、北仕切之當番馬廻り立合、明ヶ六打切候而、御門開之御鍵、海老共ニ大番所へ持参、立合之義番頭へ相達候。右之御鍵、海老番頭請^レ取之^一、何も箱ニ入置申候。暮六前北仕切之海老、番頭方物頭ニ相渡ス。致^二持参^一北仕切當番之馬廻り立合、六打切候而、海老おろし候を相改メ罷帰ル。御門^レ馬廻り立合之義、番頭へ相達候。

御太鼓櫓下御番所

- 一者頭 一人
- 一馬廻り 一人
- 一番人足輕 五人
- 一下番中間 二人
- 一同断御門外箱番所中間 二人

右中間は南仕切番人之内一人、北仕切番人之内一人、暮六時方夜中斗兩人泊り。

鉄炮 五丁 玉箱一荷

胴乱五ツ

幕 片

是ヨリ置附御道具之分

- 一三道具 一組
- 一熊手 弐本
- 一棒 七本
- 一捕縄 五筋

一松明 五本

平日人改無_レ之、御城代、御定番、大御番頭、御加番方、町御奉行、堺御奉行、御船手
兩御目付惣下座仕候。地御役人、御代官、大番頭、組頭、大御番御在役之御方、惣大御
番衆御通之節、御會釈被_レ成候ニ付、番所ニ其俣罷在候而御時宜仕候。

西之御丸仕切御番所

一馬廻り 三人

一番足輕 五人

一下番中間 二人

一鉄炮 五丁 玉箱一荷

胴乱五ツ

一幕 片

從_レ是置附御道具

一三道具 一組

一熊手 二本

一棒 五本

一捕縄 五筋

一松明 五本

平日御時宜之義、南仕切勤方同断、御門御通平日人別改無_レ之候。

七人番所

一足輕小頭 一人

一番人足輕 六人

一長柄 式拾本

從_レ是置附御道具

一三道具 壺組

一熊手 二本

一棒 六拾五本

内式拾本長柄之脇ニ立掛置、六本番人之所ニ建掛、残る四拾本番人之後掛置。

一捕縄 五筋

一松明 十本

右當番足輕御金出入或式御道具、又は長崎御荷物、其外人留之節、兩人宛棒突立番^{ツキ}ニ罷出候、

并上屋敷之方々南_カ仕切御門、追手御門兩方へ御通り之御方下座之注進大番所へ仕候。夜中

大御門下不寝番、御門下足輕与兩人宛一時代り打込ニ相勤申候。

御門下

一足輕小頭 一人

一番人足輕 六人

一棒

五本

御置附

平日所々被_レ遣被_レ置候御鑑札、小頭際ニ掛置、御門出入相改申候。小頭何人与札ヲ讀、次ニ罷在候十人は足輕何人と答申、五人以上之人数は西番之足輕人数ヲ算相改三人目足輕何人与

(付箋) 札を讀、次ニ罷在候十人者答申候。五人以上之人数は西番之足輕人数を算相改三人目之足輕何人与

高を合、出入相改通シ申候。大御番頭御両判之御門札にて御家来、又は与力同心御組頭之御家来、大御番衆之御家来、御門出入仕候。御定番方御両人之御門札者御銘と御判を以、御組与力同心御用之節は相通申候。御家来は御門札之上ニ、追手、玉造、京橋与三ヶ所之書付有_レ之札持参之時は相通し、御一判之札持参之時は相通不_レ申候。

一御加番方は、御銘と之御判札を以、御門出入相改候而相通申候。

一迎送札は、御先方御家来他所へ被_レ遣、或御呼入候節、御證文又は御切手、御番頭之御家来方口上書等大御番所へ参候。大御番所方右之趣書付、御門下へ差出候。小頭受_レ取之、迎札送札へ引合、人数相改メ於_レ無_二相違_一は御門出入相通申候。

一御番頭、御加番方平日御城内御小屋之内、塵芥持出候掃除中間は、札廻之者平日之札を以相通り申候。其外御小屋方日用調物ニ罷出候中間、十人以上も出入札を以相通候。

一御城代之御家来は、右御定番、御番頭、御加番之御家来御門出入同断ニ御座候。

一下掃除之百性十人余、折節致_二出入_一候。此節は、中間小頭先達而大御番所へ人数断申達候ニ付、人数之断、御門下、舛形、張御番所三ヶ所へ申達、平日出入札ヲ以、人数相改相通申候。

一惣而武器、乗物、長持、葛籠其外之道具類出入共ニ相改不_レ申候。

但乗物は戸を明させ候而相通候。

一下座之節は、御城入御外出とも拍子木打、舛形_{マヌ}口相知申候。

但夜中者七人番所も打込ニ一時代り、両宛不寝番相勤申候。

舛形御番所

- 一馬廻り 二人
- 一帳付 一人
- 一番足輕 六人
- 一下番中間 二人
- 一鉄炮 五挺 玉箱一荷
- 一 桐乱五
- 一幕 片

從_レ是置付ル道具

- 一 三ツ道具 一組
- 一 熊手 二本
- 一 棒 十本
- 一 捕縄 五筋
- 一 松明 五本

平日御門出入改之義、馬廻り何人与札を讀、次ニ罷出候十人足輕何人与答申候。其外出

入改様御門下同断。下座有レ之節は御城入御外出共、張御番所御門下方 柝^{シヤウキ}打候ニ付立

合候而、下座仕候。無^二下座^一之分、南仕切、北仕切御番所同断。

一 御證文、御切手、口上書ニ而人数出入、迎札送札ヲ以相改通シ申義、御門下同断。

一 終日御門出入書付、暮六前御帳大御番所へ差出、番頭受^レ取之^一。

一 宿次御状箱并ニ長崎^{御用物}到来之節者、張御番所方通詞書来候ニ付、大御番所へ遣^レ之、并長崎御

荷物入候節は、當番之馬廻り一人冠木御門之立合ニ罷出候。夜分は臺挑灯一張出^レ之候。棒

突足輕兩人冠木御門扉両脇ニ罷在候。御荷物持運之人数相改、出入相通申候。昼之内は馬

廻立合ニ不^レ罷出^一候。足輕之勤方、右同断。

但夜中足輕一人宛ッ不寝相勤申候。

張御番所

- 一 徒士 三人
- 一 番人足輕 六人
- 一 下番中間 二人

外ニ御堀端立番中間一人宛ッ泊り申候。

御城入當日、鉄^ツ鉋^ツ五挺玉箱締候内、受取之節定候番人之外、大目付罷出候由。

置付御道具

- 一 三ツ道具 一組
- 一 熊手 二本
- 一 長柄鎌 五本
- 一 棒 拾本
- 一 捕縄 五筋
- 一 松明 七本

平日御門出入改之徒士何人与札を讀分、次ニ罷出候十人は足輕は何人与答申候。其外出入改様舛形御門下同断。

一下座之節、御城入之節は、柝打、舛形へ相知申候。

一 御使者有^レ之節は、御城代、御番頭、御加番方、御目付方へ何方御使者有^レ之旨、御使者之名、御音物之趣、通詞書ニ相認、舛形へ差越、舛形ニ而受^レ取之^一、大御番所へ差越候。

一 所と御飛脚、或は當所飛脚宿方御状箱并御荷物等番所迄進來候節は、御城内先と之御小屋へ通詞書相認、舛形江遣、舛形方大御番所へ差遣之一、他所方來候御状、其外包物等御番所ニ而一切受取不レ申、御城内御小屋方受取之侍被ニ罷出一受取之被レ申候。

一 宿繼御状箱、長崎御用物到來之節、町御奉行方御状箱來候ニ付、其品ニ通詞書相認差遣之一候。長崎御荷物夜中到來之節、三箇四固迄は臺挑灯一張御荷物際ニさし置、番人足輕一人棒突附置、五固以上は臺挑灯二張御荷物之後方はニ附置申候。御城内へ入候節は冠木御門脇ニ棒突立番足輕兩人罷出、御荷物侍運之人數相改、出入相通し候。

但御荷物昼之内來候節も番人勤方右同断。

一 御金納之節、張御番所迄御納被レ成候御方方御金箱員數、侍人之人數書付、御番所へ持参、右書付舛形迄遣、舛形方大御番所ニ差遣之一候。御金入候節は棒突足輕兩人罷出、人數相改入申候。尤御番所ニ而御銀箱之員數書留メ申候。

一 外向御構之場所、御堀へ入落候坎、其外浮物等有レ之節は、御堀立番中間張御番所へ相達候ニ付、右浮物之品委(カ)細書付ニ相認、大番所へ差越候。

(付箋) 行倒レ

一 拾子酒醉行倒レ乱心者有レ之節、當番之徒士之内老人、大御番所へ罷出、番頭へ委細申達ス。

一 火事有レ之候節、火事番之足輕、御番所へ何方ニ煙相見へ候段致ニ注進一候ニ付、御門繼ニ大御番所へ申達候。追而火元見之足輕、御番所へ相届候ニ付、是又大御番所へ申越候。

但夜中は足輕一人ツ、不寝相勤申候。

大御番所

一 御城代御一判、地御役人御子息方御門出入御張紙一通。

一 御三判、御城入医師御定書一通。

一 御太鼓坊主家來御門出入札御定書老通、二三町人手代并家來中御門出入札御定書老通。

一 御定番御一名之御印形、六役与力同心御門出入之御定書老通宛。

一 御番頭御兩印御印鑑一枚、御加番方御銘と之御印鑑四枚、大御番所へ御差出被レ置候。右之御書付共、大御番所へ御差出被レ置候。

一 御城代、御定番、御番頭、御加番方、町御奉行、堺御奉行、御船手兩御目付、地御役人、御代官、右御衆中御鑑札公用役人方徒士目付ヲ以大御番所へ差越候。番頭受取、徒士目付衆所之請取證文遣レ之候。即刻舛形當番之馬廻り老人、張御番所方徒士一人、御門下方小頭一人呼寄、右印鑑札三ヶ所へ相渡之一候。御門出入之訳共申渡候。

一 兩御目付、三月六日、九月六日大手口方御交代被レ成候。此節平常之通相替儀無レ之、人留メ仕迄ニ候。立番等出シ不レ申候。

一 兩御目付方他所へ御越被レ成候節、又は地御役人方江戸へ御下り候砌、御鑑札上候趣被レ仰出、公用役人方徒士目付ヲ以申越候ニ付、舛形、張御番所、御門下、右三ヶ所へ申遣、何も御鑑札持参、番頭受取之、徒士目付へ相渡、徒士目付方御鑑札受取之印形、帳

面ニ為^レ致申候。若御鑑札ニ御増印有^レ之候而、御鑑札引替候節、受取渡右同斷。

一御城内之御門出入札、若紛失之節、御城代へ御届御座候而、公用人方申来候。其節は、右札紛失之御方方目明三人、御門下、舛形、張御番所へ被^ニ差出^一候而、右之目明見合之上、御家来入申候。御番所番人者人数之高相改、札之義者目明断次第相通申候。

一御城外之御方、御門出入札紛失之節は、御届有^レ之、公用役人方申越候。目明は無^レ之ニ付、御門出入之義、御門下、舛形、張御番所へ番頭方早速申談、右之御方之札ヲ以は出入相留メ申候。若御城内ニ罷在候者は、御城代へ相伺、御差圖次第^ス第二仕候。

一御證文は、公用役人方方、徒士目付大御番所へ持参、番頭受^ニ取^一之。當番之物頭、大目付立合、御印鑑ニ引合、於^レ無^ニ相違^一者、右之趣書写、御門下、舛形、張御番所へ遣置、迎札或送札見合、出入相済候而、右之書付御門下大御番所へ差越、出入相済候段、番頭江相達候。尤大御番所帳面ニ其趣書留申候。右御證文之趣は、二条御番衆方御合力米之御金為^ニ御請取^一御城内へ御出入之節は、御番頭御両印之御證文ニ而御通申候。御加番方方之御證文、御在所或他所へ人数十一人以上被^レ遣候^カ、亦者御城外へ町用ニ罷出相煩當日御城入難^レ成、

(付箋) 御構

町屋ニ一宿仕候者、翌日御呼入被^レ成候節、或前日御構之場所御用之筋之義有^レ之ニ付、役人御出申候町屋ニ一宿仕候者、翌日御呼入被^レ成候節^カ、又は御家来病氣ニ付、町屋へ被^ニ差出^一、養生被^ニ仰付^一候^{セツカ}、乱心ニ而即死、病死、桶櫃乗物^{アツク}被^ニ御出^シ被^レ成候節は、御證文ニ其品申来、迎札送を以出入仕候。右出入無^レ滞相済候而、御證文は徒士目付ニ相渡、公用方へ遣候。

但御番衆之御家来町用ニ罷出相煩、當日御城入難^{カタク}成、町屋ニ一宿仕候而、翌日御呼入被^レ成候節は、御番頭方御切手大御番所へ参候而、迎札を以入^レ之、御番頭之御家来一宿出切^{キリ}之者、御番頭之御家来方之断書ニ而、迎札を以入^レ之、御番頭之与力之家来も家来ニ准シ、断書迎札を以入^レ之。

一御番頭、御加番方馬落候而御城外へ出候節^{セツ}は、御證文来出^レ之。持人は平日之出入札を以廻シ之者相断候ニ付、御門出^レ之。先前格承候處、御證文不^レ来候而も相通儀も承傳候得共、近来御證文、御切手御^ニ差^一置^レ被^レ成候。

一乱心者御城内方御出被^レ成候節者、牢輿ニ乗せ御出^シ被^レ成候。御證文御上屋敷大御番所へ

被_レ遣_レ之、改様右之通仕置_レ之候。三ヶ所御番所御門脇ニ、當番之足輕、棒突兩人宛出ス之由承_リ傳_レ之候。

一科人御城外江(カ)被_二差出_一候節は、小手_レニ而御出被_レ成候。御證文御上屋敷より大御番所へ被_二差遣_一、改様三ヶ所御番所勤方右同断。

一手負之儀先格承_レ之候得共、御城外江御出被_レ成候義、相知_レ不_レ申候。

一御切手は御番頭方大御番所へ直_二被_レ遣候。右御切手持参之者、侍分之者ニ御座候得者、當番使役之馬廻_リ罷出請_二取_一之、番頭へ相渡。又は御切手持参之者、足輕ニ而候得者、通詞番之足輕受取申候。右御切手番頭、物頭、大御目付立合、御印鑑引合、相違無_レ之候得者、出入其外御證文之通右同断。御切手は大御番頭、御組頭并御番衆方御家来、江戸御宿所へ被_レ遣候飛脚之者、御知行所之被_レ遣候御家来、又は年季_二被_二召抱_一候幼少之者、御城内へ御呼入被_レ成候節、永之暇被_レ遣候御家来等、御切手ニ其品申来、迎札送札ヲ以御門出入仕候。右出入相濟候而、御切手は御上屋敷へ差上申候。

一御番頭、御加番、御目付、右之御方御知行所方参候百性者、御證文御切手被_レ遣、迎札送札を以、御門相通シ候。但御番頭方御切手は大御番所へ被_レ遣候共、御上屋敷へ相伺御指

圖之上、御門相通申候。并大御番衆御知行所方参候百性御呼入候被_レ成候節は御番頭方

御切手被_レ遣候、右同断。

一御番頭方御切手共御番所へ被_レ遣候節、平日通シ来候御文意之外ニ相違之品申来候共、御門相通申候而、早速御上屋敷へ申上候。

一御加番方江戸或御在所其外他所江被_レ遣候御家来十人迄は、御口上書ニ而從_二御上屋敷_一徒士目付持参、番頭受_二取_一之其趣書写、御門下、枳形、張御番所へ差出置、送札或迎相改御門出入相濟、御門下方右御口上書之写大御番所へ差出、番頭受取、其趣帳面ニ書留申候。右御口書は大御番所ニ差置申候様、老人已上は御證文ニ而迎送札を以出入右同断。

但御證文ニ迎札送札之訳ヲ書載_セ参候。若迎札送札之訳ケ書落有_レ之候得者、御先江

差戻シ認直シ候而参候。

一大御番頭御組与力同心又は御家来十人迄は、江戸其外へ被_レ遣候得共、御番頭之御家来方断書御番所へ直_二差越_一、通詞番足輕請_二取_一之、番頭方ニ差_二出_一之候。其趣書写、御門下、舛形、張御番所へ差出候送札或は迎札見合相改、御門出入相濟、御門下方右御口上書之写大御番所へ差出、御番頭請_二取_一之、其旨帳面ニ書留申候。右断書は大御番所ニ差置申候。

組_(イイ) 十一人以上は御番頭方直之御切手ニ而大御番所へ被_レ遣、迎札送札を以出入相通相濟候而、右御切手御上屋敷へ上_二ケ_一之。

但御組与力者御家来も右同断。

一御三判御城入醫師之外為_レ之病用_一御呼入被_レ成候醫師は御證文ニ而御上屋敷方大御番所へ来、番頭、物頭、大目付立合、御印鑑ニ引合相改、御門下、舛形、張御番所へ右之趣書

写、送迎札を以相通申候。日限之極メ有レ之候而、御呼入被レ成候節、御證文日限書載參候。日限之定無レ之、毎日御呼入被レ成候節者、其度々御證文參候而、迎送札を以出入相通申候。

但シ御三判御城入御醫師は御呼入被レ成候御方方迎送札ニ而出入相通申候。御三判御城入醫師御加番様へ御呼被レ成候節、其御家来方口上書大御番所迄来候而、迎送札ヲ以出入相通申候。西御番頭之迎札ニ而御呼入被レ成候得者、罷出候節も西

(付箋)

差出し西御番頭之迎札ニ而入、東御番頭

差出候西御番頭之迎札ニ而入

御番頭之迎札ニ而御番頭送札ニテ差出候儀は被レ相成一候。

一御番頭、御加番并御組頭方御同道ニ而御外出之節は、御番頭、御加番方方御供廻り何拾人之内何拾人者先達而出ル、何拾人は被レ召連一候与書付、御供番之侍大御番所へ持參仕候ニ付、使番之馬廻り罷出請取、番頭へ相渡候。三ヶ所御番所之右書付之趣を以、人数相改出入共相通申候。御番頭、御加番方、御組頭御通之節は、被レ召連一候御供之内方御供廻り何人与大御番所、御門下、舛形、張御番所へ御断有レ之、御通被レ成候。御城入之節も右同断。

一町御奉行、堺御奉行、御舩手両御目付方御城入御外出之節、御供之仁(カ)大御番所、舛形、張御番所へ御供何人与被レ召連一候段相断申候ニ付、使役馬廻り承候而、大御番所帳面ニ書留申候。

一地御役人方并御在番御役人方、御城入御外出之節も右同断。御主人御會釈被レ成候得共、下座薄縁ニ而直御時宜仕候而、番頭へ御供何人与相達候ニ付、帳面ニ書留申候。但右之御衆中御通被レ成候節、御供之断、舛形、張御番所ニ而相断候節、右番人御番所ニ其俣罷在承レ之候。御番衆跡御登之節、御城入之時、御家来断候得者、御使役出御直御断ニ候得者、番頭出ル。惣而御直参之御方、御番所之直御断ニ候得者、番頭罷出承レ之候。

一町御奉行御組与力同心并御家来、御蔵奉行方之手代并御家来、順ニ小掲之者、御太鼓坊主之僕、右者町御奉行之御判を以、御門出入相通候。

一御太鼓坊主六人

村(カ)藤十郎寺嶋藤兵衛

尼崎文右衛門寺嶋三兵衛

右者御三判御帳紙ニ而無札ニ而御門出入相通申候。藤十郎、藤兵衛手代并家来共は、御三判之札を以御門相通申候。

一御本丸御修覆之節、諸職人人足御呼入被レ成候節は、御番頭御兩判之迎送札を以、御門平日出入相通シ候。人数高之儀は其節御門下へ右札廻之者相届候ニ付、人数相断相通申候。一御加番方御城内御構之場所并御小屋へ諸職人御呼之節者、趣御口上書參候ニ付、公用役人方方番頭方へ差越候。右之趣書写、三ヶ所御番所へ申渡候。御呼入被レ成候御方方札廻之者迎送り札を以御門出入仕候。人数高之儀、御門下改様右同断。但御小屋へ御呼入被レ成候節、日限何日ト相極メ之義は、御口上書ニ御書ニ御書加被レ遣候。若日限相延候儀有レ之節は、追而御断可レ被レ成候旨、是又御書加被レ遣付、御極之日限之外、翌日入候節は張御番所ニ留置、公用役人迄申遣、御城代御差圖之上ニ而右諸職入申候。亦は日限御極メ無レ之

分は相濟候節、追而御断可^レ有^レ之候旨、御口上書ニ御書加有^レ之、右出入相濟候節は札廻シ之者御門下へ今日切ニ而職人出入相濟候段相届申候。

一御城代御構之場所ニ御破損御修覆有^レ之節は、諸職人人足入候得共、破損役人より其趣申來御門下、舛形、張御番所へ其旨申達、迎送り之札ヲ以、御門出入相通申候。

一從^ニ江戸^一宿次御状箱來候節は、町御奉行方御状箱張御番所迄來候ニ付、御門次ニ右御番所方差越候。即刻公用役人迄遣候。其節冠木御門之御鍵家老持參、公用役人老人并徒士目付同道、大御番所方番頭、大目付、舛形馬廻り一人立合、御門くゞり明^ニ御状箱^一徒士目付請取、公用役人へ相渡候。即刻御門^レ、番頭海老を見届候。追付町御奉行之御返書御上屋敷方來候ニ付、御門次ニ其使へ相渡申候。

一御鷹野鳥參候節、町御奉行方御状箱張御番所迄來^リ候ニ付、御門次ニ大番所へ差越候。早速公用役人迄遣候ニ付、御上屋敷方家老一人冠木御門之御鍵持參、公用役人一人并徒士目付兩人同道、大御番所方番頭、大目付、舛形當番之馬廻一人立合、御門披^レ之、御鷹野鳥家老受^テ取^テ之^一、右相濟、即刻御門^レ之、町御奉行方へ之御返書、御上屋敷方來候ニ付、御門次ニ御使へ相渡シ候。右御番所番頭、大目付平服ニ而立合ニ罷出候。

一京都從御諸司代宿次ニ而御状箱來候節も、町御奉行方御状箱被^レ遣候。張御番所方大御番所へ差越候ニ付、即刻公用役人方迄遣候。追付徒士目付罷出、御門下方御状箱受取申候。追付町御奉行方へ之御報、御上屋敷方參候ニ付、御門次ニ御使へ相渡シ候。

一長崎御用物夜半來候節、町御奉行方御状箱張御番所迄來候ニ付、通詞書ニ御荷物数持人之員数書付、大番所へ差越候。即刻公用役人方へ遣候。御上屋敷方家老一人、公用役人一人、徒士目付一人、大番所方番頭、大目付、舛形當番馬廻り一人立合、御門開^レ之、御荷物は公用役人受取、序御多門江運入候。此節舛形方臺挑灯一張御門わきへ差出候。御荷物持人

之人数馬^(トイ)冠木御門兩脇ニ棒突足輕兩人罷出、人数出入相改申候。出入相濟、御門^レ、海

老ヲ番頭見届申候。追付町御奉行へ之御返書、御上屋敷方來候ニ付、御門次ニ差^テ遣^テ之^一候。

但昼之内右御荷物來候節者、張御番所方通詞書ニ御荷物之高人数高相認、大御番所

へ差越候ニ付、公用役人方へ遣候。公用役人、徒士目付、同道ニ而罷出、御荷物受^テ

取^テ之^一、御多門へ入申候。尤立合ニは不^ニ罷出^一候。御門棒突足輕人数改様夜中同断。

大

御門之内、石垣之角ニ立番兩人罷出、御荷物御多門へ納候迄は人留仕候。

一御金納候定日、市御多門之鍵、大御番所ニ有^レ之候。小頭ニ相渡掃除申付、御金納候節、張御番所方御金高并御金箱之員数書付、大御番所へ差越候ニ付、舛形御番所へ申通シ、立番足輕差出候。大御門前、立番足輕出^レ之、人留申付候。

但御金持運之者は、御城代、御定番之中間罷出、右持人御門下ニ而出入相改通シ申候。

一臨時御金出入之節は、前日公用役人方為^レ知候ニ付、御多門掃除小頭ニ申付候。御金出入之節は、定日御金出入之通、立番足輕等右同断。

一毎月市日ニ者、大御番衆、市御多門迄御出ニ付、右市日ニ者町人共〇

(付箋)

賣物之品と致し持参一候町人共町所

町処名書付、御上屋敷方兼而大御番所参候而有之候。町人共来候節は、張御番所、舁形
ニ而人数相改、帳面ニ記シ入申候。大番衆市御多門へ御出候節者、公用役人方其旨大御番
所へ為知候ニ付、御門下、舁形へ右之段申渡候。大御番衆御出之節は、御組頭御同道ニ而
御出被成候より御城代火之元見廻りとして、徒士目付一人罷出候。外にいケ様之事有之
候而も、此方方制スル事無之候。

一 追手御門御修覆之節は、公用役人へ申遣候。但諸々白壁等之落候儀坎、又は御番所向軒瓦
杯落損、或諸道具等之損候節は、御破損役人へ番頭方申遣候。

一 御城内御修覆之節、御材木冠木御門くゞり通り兼候節は、御破損御奉行方御断有之由ニ
而、公用役人方大御番所へ申越候。御上屋敷方家老冠木御門、大御門之御鍵持参、大御
番所方番頭、大目付、舁形方馬廻り立合、片扉開キ申候。出入相濟候而、即刻右之人数立
合、御門之之。

一 御太鼓櫓下仕切御門片扉開き候節、大御番所方使役之馬廻り右御門之御鍵改致し持参一、當
番之者頭へ相渡之、大御番所方大目付罷越立合、片扉開之、御出入相濟、立合御門之、
使役之馬廻り御鍵持参、番頭へ其旨相達候。

一 西御丸仕切御門片扉開候節は、大御番所方當番之者頭、大御門之御鍵致し持参一、西御丸仕
切御門當番之馬廻り立合、片扉開之、出入相濟、御門之、御鍵持参罷歸り、番頭へ其旨
申達ス。

一 御太鼓櫓下仕切御門夜中通用之義、何方方申来候共其旨承届、早速御上屋敷へ申遣ス。御
城代御下知之通相勸候。尤くゞり通行之義、御上屋敷へ外方用事有之候而は、御下知を受
公用役人方くゞり明ケ通行可有之旨、申来候節は早束通用為致其趣即刻家老共へ申達
候。但夜中急用ニ而右御門下方手紙状箱など通用之義申来候而、通用致させ

(付箋) 差而急用ニ而無之、明朝之用儀ニ而

即刻家老共へ申達候。夜中先へ通置申度由なと有之類共差留置、一先相尋候而、了簡之

上右御番所へ致し指圖一候。

一 西之御丸仕切御門、大手御門勤方、右同断。

一 御城外昼四ツ時過、大御番所當番之大目付見廻相勤、番頭へ申達候。

但大目付見廻り之外、昼之内御城内外足輕見廻りは無之候。

一 御堀へ人落候節、御堀立番中間、張御番所へ相達候ニ付、其旨大御番所へ申越候。尤破損
役人方口も申遣候。御上屋敷御家老方へ番頭方申達候。張御番所へ番人足輕附置廻而、
立番之足輕申付、張御番所方罷出候足輕者御番所へ引取申候。追而破損役人罷出受取申候。
其節張御番所ニ兼而相渡置候絹木綿、綿入、帷子、上帯、下帯、其者着用之品と之通着せ
替申候。右之趣も張御番所方大番所へ申越候。但死人浮上り候節は、張御番所方申越候ニ
付、立番中間取上ケ置、破損役人方へ申遣候様致し差圖一候。御上屋敷家老方へ男女年頃之
義等申遣候。立番等之儀右同断。

一 御堀ニ生類又は筈、其外輕キものゝ類落有レ之節は、張御番所方其品大御番所番頭方へ申越候ニ付、取揚捨候様致ニ差圖一候。右之外長立候道具類落入有レ之節は、破損役人方へ申遣候。家老共方へも申遣候。立番足輕差出候義右同断。

一 御城外御構之場所ニ捨子有レ之節、張御番所方男女年頃之義申遣、通詞書を以大御番所へ申越候ニ付、家老共方へ申遣候。尤破損役人方へ申遣シ候様ニ致ニ差圖一候。立番足輕之義右同断。

一 乱心者、酒酔、張御番所辺へ来候節、大御番所へ申越候ニ付、家老共方へ申遣候。張御番所當番之足輕附置、荒立不レ申候様取斗、腰掛へ可レ遣旨申付候。近止而御上屋敷方御差圖之趣、張御番所へ申渡シ候。

但子細有レ之節は、物頭を遣致ニ吟味一、其趣御上屋敷へ申遣候。ツカワシ追而立合等も入候節は、大目付罷出候様申談候。

一 御城之塵芥有レ之節并石垣之草取候ニ付、御ホリへ筏をおろし候断、大御番所へ相届候。

一 御城内御構之御堀へ生類落候節は、破損役人方へ申遣、取上ケさせ候。家老共方へも其段之申遣候。

一 御本丸方御道具市御多門まで運出候節、南仕切御門片扉開レ之候。尤立番之足輕差出、人留申付候。御道具持運候者、破損役人召連罷通候。

一 冠木御門くゞり鉄物損シ候而御修覆有レ之、くゞり方出入難レ成節は、御門片扉開候。立番之足輕兩人扉之脇ニ附置、出入相ニ通之一候。

一 御城内ニ御城代、御定番立合之御破損場所御修覆有レ之節は、御城代、御破損役人、兩御定番御組御破損役与力之焼印鑑、御番所へ受取置、諸職人、人足腰札ニ而相廻シ不レ及出入致させ候様ニ御上屋敷方大御番所へ申来、其以後右之鑑札共、舛形、張御番所、御門下へ渡置、御門出入相通シ申候。亦者御破損御奉行御三人之御鑑札腰札斗ニ而札廻シ無レ之御門出入相通ス義も有レ之候。

但兩御定番御組与力、御破損役兩人、御城代御破損兩人、右破損役四判之出入札ヲ以御修覆中御門相通シ候。

一 御弦指遠江并俣半七郎御用之節は、御弓奉行御兩判之札ニ而出入可ニ相通一旨、御上屋敷方大御番所へ申来、三ヶ所御番所へ申渡、御門出入相通候。

一 大御番衆へ奉公人女召来入来候。是は御切手ニ不レ及、迎札ニ而入、誰様之御組誰様之振袖之女留袖カ女女食ク坎下女坎申、其品を帳面ニ記置候。何月何日送札ニ而出ル与書付置候由承傳候。

下ケ札 如レ此記有レ之候得共、無レ程
御番衆へ女出入等無レ之事

一 毎年御番所煤拂、十二月十三日足輕中間罷出、昼之内南仕切、北仕切御門御番所、勝手次第ニ致ニ掃除一候。大番所、七人番所は昼之内七ツ過方致ニ掃除一候。舛形御番所、張御番所は札改ニ而有レ之ニ付、暮御門メ候舛形へ御上屋敷方足輕中間罷越致ニ掃除一候。

一正月松飾之義は、押詰ニ公用役人方追手御門松飾之義御破損御奉行方御断有レ之由、大御番所へ申来候。尤下役人諸御番所へ致ニ松飾一候段、相断申候。

一正月五日之内、番頭方馬廻帳付并足輕小頭迄麻上下着用、但番頭、物頭、大目付はのしめ着用、七日十五日常服ニ而相勤候。

一五節句者番頭方馬廻帳付足輕小頭迄麻上下着用、但番頭、物頭、大目付、七夕、八朔、白帷子着用、七ツ時方番士不レ残着服ニ而相勤申候。

一追手御番所七ヶ所燈油之義、從ニ公儀一相渡候左之通。

短夜之節

有明 三ヶ所 一ヶ所ニ 五勺宛

亥刻迄 四ヶ所 一ヶ所ニ 貳勺宛

右七ヶ所油合一夜ニ有亥ノ刻迄ニ合三勺宛

但一ヶ月ニ 大月 六舛九合宛

小月 六舛六合七勺ツ、

右者二月朔日方七月晦日迄

長夜之節

有明 三ヶ所 一ヶ所 七勺宛

亥ノ刻迄 四ヶ所 一ヶ所 三勺宛

右七ヶ所油合一夜ニ有明亥ノ刻迄ニ合三勺宛

但一ヶ月 大月 九舛九合

小月 九舛五合七勺

右者八月朔日方翌正月晦日迄

右之通、從ニ公儀一相渡申候。御用達油や上手代腰掛迄致ニ持参一候。當番番頭、證遣十人者ニ為ニ受取一候。

油手形認様左之通

請取申油之事

油合何舛何合

右者大坂御城追手御門御番所七ヶ所之内、有明三ヶ所亥刻迄四ヶ所、當亥十月大之分灯油燈心共ニ受取申所仍而如レ件

年号月

安藤對馬□内

誰印

薩摩屋九兵衛殿

右之通程付(カ)紙ニ認遣ス。

八月御交代四日青屋御加番追手方御城入ニ付勤方

一八月朔日、四御加番、市正曲輪御石火矢受取并小屋見分之御家来、翌二日御城内へ御入レ候ニ付、先達而合證文御使者ヲ以、張御番所迄被レ遣、御上屋敷方取次罷出受斗取之一、追而右之證文大御番所へ徒士目付持参、番頭受取置、翌二日、四御加番方御家来、張御番所

へ御城入之御證文銘と持参ニ付、御上屋敷方取次罷出請_レ取之_一、追而右之御證文御上屋敷方来候ニ付、前日請取置候合證文ニ引合、於_レ無_ニ相違_一者御門下、舛形、帳御番所へ申遣、御門出入相通申候。右御家来御用相済、御城外へ罷出候節、御加番方御家来一人宛大御番所へ参候而、前日之合證文并當日持参之御證文共ニ二通宛、御加番方御家来へ銘と番頭方相_レ渡之_一候。

一同四日、青屋口御加番御交代ニ付、前日御迎入御呼入_レ候御證文從_ニ御上屋敷_一方参候ニ付、書写、三ヶ所御番所へ遣置候。人数入候節は御加番方目明之侍三人、御門下、舛形、張御番所へ被_ニ差出_一、腰札ニ而人数相改入申候。尤立番足輕出_レ之候。

一同四日、御加番追手口御交代ニ付、固之人数、御城内ニ入候人数は、家老共方之證文、前日張御番所へ差出置、手札持参、大目付相改、御城内へ入申候。御城内外固、或武器_方、諸士、徒士、足輕、中間、臺挑灯等之儀、委細繪圖ニ有_レ之候。右固メ候而大御番所迄致_ニ案内_一早速御上屋敷へ申遣し候。以後御城代御番所へ御出、土橋先之固メ御見分ニ御出、追付御城入、西御目付方へ御使者被_レ遣、早速御越、城外固メ御見分して、土橋先迄御出為_ニ御案内_一家老一人御先へ罷立候。

一御城代、兩御目付、大御番所御着座被_レ遊候而、番人不_レ残下薄縁へ下罷在候。舛形も右同断。

一夜之内七ツ時過、御加番方小屋受取之御家来、張御番所迄御證文持参ニ付、舛形へ差越候。舛形ニ罷在候番頭受_レ取之_一相改、大目付ニ相渡シ、大御番所へ右之證文致_ニ持参_一、大御番所當番之番頭、物頭相改、御證文は大御番所ニ差置、大目付は舛形へ罷歸り候。冠木御門家老、番頭、大目付、舛形當番之馬廻り一人、立合開_レ之、右人数右御家来相改入申候。御小屋迄之為_ニ案内_一足輕一人相添遣候。

一明六ツ前、登り御加番土橋先迄御越、御扣御座候旨、張御番所迄御使者来、早速大御番所へ申越候。

一明六ツ例之刻限方御太鼓早ク打可_レ申旨、御太鼓坊主方へ御差圖有_レ之候。此使、通詞足輕遣候。

一明六ツ打切、御門開_レ之、公用役人伺_レ之、家老、番頭御鍵為_レ持、大御門江罷出候。番頭直ニ舛形へ罷在候番頭之冠木御門開_レ之、冠木御門者家老、番頭、大目付立合、即刻開_レ之候。

一明六打切、青屋口下り御加番へ御人数御纏出候様、御使者被_レ遣、人数段と纏出、畢而右御加番大御番所へ御出有_レ之、熨斗出、御挨拶相済候而、御外出被_レ成候。

一登り御加番ニ御人数御纏入被_レ成候様ニ御使者被_レ遣、御人数段と纏入、朋勢為_ニ案内_一足輕一人相添罷越候。人数入候而、右御加番御城入被_レ成候。為_ニ御案内_一徒士目付一人土橋

中程迄罷出、御供番へ右之趣申達、御先へ_レ立申候。大御番所へ御出、熨斗出、御挨拶

相済、御小屋へ御越被_レ成候。御案内、右徒士目付勤申候。家老、番頭、海老為_レ持、大御門へ罷出候。舛形ニ罷在候番頭へ直ニ申談、冠木御門_レさせ、大御門即刻_レ之、番頭

海老相改、御城代、両御目付、大御番所御立被_レ成候。冠木御門者家老、番頭、大目付立合_メ之。

一 右御加番御城入相濟候而、御供之内、人数御在所へ御戻シ被_レ成候ニ付、御證文御上屋敷へ参、追付大御番所へ徒士目付持参、番頭請_テ取之_一、御門下、舛形、張御番所へ書寫遣置、人数出候節は目明侍三人、御門下、舛形、張御番所へ被_ニ差出_一、腰札ニ而御門出_レ之候。此節、大御門、冠木御門へ立番足輕兩人宛罷出、人数改メ相通候。

一 右御加番、御荷物運入候ニ付、御證文是又大御番所へ御上屋敷方徒士目付持参、番頭受_テ取之_一、三ヶ所御番所へ寫遣置、目明之侍_力罷出、腰札ニ而目明之侍見合次第、御門出入相通候。

一 右御加番方御印鑑、御鑑札、御上屋敷方徒士目付持参ニ付、番頭受取、御門下、舛形御番所へ相渡候。

一同五日、中小屋御加番御交代ニ付、御迎人追手御門方入候ニ付、御證文御上屋敷方来、書寫、三ヶ所へ遣置候。目明之侍被_ニ附置_一、腰札ニ而相改、人数入_レ之。

一 中小屋御加番方御印鑑、御鑑札、徒士目付持参。御印鑑は大御番所差置、御鑑札は三ヶ所御番所へ相渡候。

一同五日、鷹木坂御加番明六御交代ニ付、御迎人入候ニ付、目明腰札御門出改様右同断。

一同六日、東御小屋御番頭明七日交代ニ付、御迎人御呼入、目明腰札御門出入改様右同断。

一 鷹木坂御加番方御供之人数御番所へ御戻ニ付、御證文御上屋敷方来、目明腰札御門出入改様右同断。

一同七日、大御番衆明八日御交代ニ付、御迎人御呼入、御組頭之御證文、大御番衆御銘と御印有_レ之、御番頭御表印御證文御上屋敷方徒士目付持参、番頭受取書寫、三ヶ所御番所へ遣置、大番衆方御迎人御呼入、御銘と御切手御組頭御表印ニ而壱通宛大御番所へ持参、使役之馬廻り受_テ取之_一、番頭へ相渡、者頭、大目付立合、右御一紙御證文ニ御印鑑引合相改、大御番衆之御切手は大御番所ニ留置、翌朝御組頭へ家老直ニ相渡ス。

一 大御番所番頭判鑑、先達而三ヶ所御番所へ遣置、大御番衆御名并御迎人何人与書、番頭致_ニ判形_一、御番衆之御家来ニ相渡、張御番所、舛形番人ニ被_ニ見せ_一御門下ニ右之書付差置候様申付遣候。

一同八日、大御番衆御番代ニ付、大御番所へ家老壱人麻上下ニ而罷出、徒士目付一人相詰候。

一 固メ之人数、明七半時過中屋敷へ相揃、纏出シ、御城内へ入申候。立番足輕は家老證文先達而張御番所へ出置、手札持参ニ付、張御番所ニ而大目付相改、御城内へ入申候。固メ之式、諸士、足輕、臺挑灯之儀繪圖ニ有_レ之。

一同八日、御番衆御番代ニ付、御外出并御城入之御番衆、上下何拾人与有_レ之御證文ニ通、御上屋敷方徒士目付持参、番頭受_テ取之_一、者頭、大目付立合相改書寫、三ヶ所御番所へ遣置、御番衆へ、明六打切候而御勝手次第御外出有_レ之様ニ御口上、徒士目付へ家老申渡遣候。追付御家来一行ニ而御城外へ罷出候。右相濟候而、御城入之御組頭へ、御勝手次第御城入有_レ之様ニ御口上、是又家老徒士目付へ申渡、追付御家来之合一行ニ而御城内へ入候。

此節朋勢案内足輕一人差出、人数入済、御主人は踏^(ト)方御城入被^レ成候。

一御番衆御番代之節は、大御門、冠木御門は片扉開^レ之、明六打切、大御番所^ヲ家老、番頭大御門江罷出、片扉開キ、直ニ冠木御門へ罷越、舛形加番罷在候大目付立合、冠木御門片扉為^レ開、家老、番頭は大御番所へ直ニ引取、大目付は舛形ニ罷在候。御番代相済、御門へ之義立合右同断

但御太鼓櫓下御門は、前^ト方両扉開^レ之、右御門御鍵は大御番所^ヲ使役之馬廻り持参大御番所當番大目付罷出、物頭与立合、明六ツ打切、両扉開^レ之候。御番代相済、御門へ立合等之義右同断。

一九日、御番衆御番代ニ付、勤方右同断。

二十日、右同断。

二十一日、右同断。

但御番頭、明十二日御交代ニ付、御迎人御呼入ニ付、御證文来候。人数入候勤方、四日同断。

一十二日、御番頭追手方御交代、御人数方御先へ御城入被^レ成候。大御番所へ御出、御城代御差圖之上、御人数被^ニ纏入一候人数入仕廻、御番所御立被^レ成候。勤方固メ之式四日同断。

但御上屋敷表御門立番者頭并足輕共無^レ之、御上屋敷表長屋角方御堀端迄立切足輕十人罷出候。北仕切御門ニ加番之者頭并立番足輕無^レ之候。南仕切御門之勤方右同断。

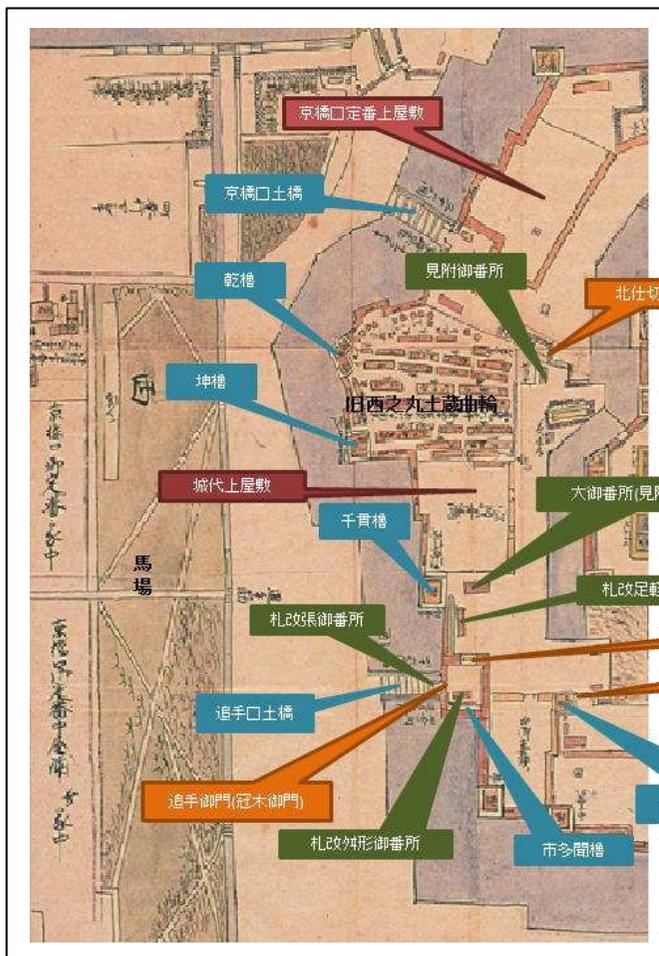
一御番頭御城入相済、御供之人数御在所へ御戻ニ付、御證文来、者頭、大目付立合相改書付、三ヶ所御番所へ遣置、人数出候目明シ腰札人数改様四日同断。

一右大御番衆御在役之御書付、御番頭御両印之御張紙、御上屋敷方徒士目付持参、番頭請^斗取之^一書写、御門下、舛形、張御番所ニ差置候。右勤方、先格之趣如^レ此御座候以上。

徳川大坂城の構造



- ※城内屋敷(小屋)の配置
- 行政官・三口(大手・京橋・玉造口)守衛
 - 大坂城警備担当



道修町三丁目文書 雑書 (三二八、二九二、二四八)

文化元子年七月ヨリ御支配御勘定 太田直次郎様御宿一件 道修町三丁目
文化元子年七月ヨリ
御支配御勘定 太田直次郎様御宿一件 道修町三丁目

文化元甲子八月十五日卯中刻御着、同十八日卯中刻御出立
御勘定大田直次郎様上下七人御用宿 御逗留中諸入用一件

〈覚 四丁省略〉

文化元甲子八月

御勘定大田直次郎様御宿中料理献立控

八月十五日朝御着

献立

膾 赤貝 若根 きくらげ

汁 花海老 かいわり

平 鯛切身 湯は 麩

焼物 いな背ひらき

膾御上斗

此代十七匁式分五厘

但しめしとも

同中飯

汁 かもうり すり胡麻

茶碗 はもあん平

御上斗くわし椀 たいらけ 松たけ

焼もの あじ塩焼

此代十五匁四分五厘

御附之御酒

雑煮 のしもち 平かつを 青こんぶ

硯蓋 かまほこ 海老 玉子 からたけ はしかみ

御上計木具

吸物 茂魚 みる

大鉢 鯛濱焼

同 作り身

井鉢 したしもの

ㄨ 此代廿九匁九分

善部

膾 すゝき 岩たけ 大根白髭

汁 しゅんさい 赤貝

香物 なら漬芥子 大こん

平 玉子すりみ かふら しいたけ

御上斗菓子わん 鯛骨葛きり うと 松露

焼物 鯛塩焼

御上者中るい

ㄨ 此代廿六匁六分

同十六日朝

御上斗猪口 百合根 にくあへ

汁 あらい豆腐 のり

平 こく□□□□ 海老 長いも やき麩

焼もの はも骨切

ㄨ 此代拾壹匁

同 中飯

御上斗猪口 たち魚作り身 海そうめん

汁 かいわり とうからし

平 はもてんふら ふき 松たけ

焼もの 魴付丁焼

ㄨ 此代十三匁三分

同 夕飯

御上斗向 はもてんかく

汁 身しゝめ めかぶ

くわしわん こんふ ほら 百合根 岩たけ

焼もの きすこ忒疋つゝ いたり附

ㄨ 此代十一匁三分

同十七日朝

御上斗猪口 煮梅 砂と汁

汁 根いも すり胡麻

坪 ししか 玉子衣うけ 麩

焼もの 小たい

ㄨ 此代十四匁壹分

一寸御酒御上斗これは先格無候へとも少々存寄にて

此代五匁六分

同 中飯

上斗猪口

汁 はもすり流 たゞき菜

平 魴 大こん 岩たけ

焼もの めしろいり附

此代十四匁百分

同 夕 御出立

膾 作り身 くわつら 海そうめん

汁 身蛤 もそく

香物 なら漬 大こん

平 鯛切身 松たけ 長いも

御上斗御菓子椀 しんしよ するめ

焼もの 鯛塩焼

此代式十一匁五分

御出立 酒之部

硯蓋 花海老 玉子厚焼 はもてんかく 松たけ たこ

小鉢 魴切焼

吸もの 味噌 ほしぼら かんさらし

鉢 御上鯛切身 中いな 下たち魚

吸もの 胡麻 すゞき 白髯こんふ

鉢 したしもの

吸もの 松たけ

鉢 玉子 かまほこ ちから梅

此代四十二匁七分

御酒殊の外のはすみゆへ雑費不_レ出 依_レ之而吸もの鉢有 先格より餘分ニ相出候事

同十八日

猪口 はも 木うり

汁 とうふ 浅草のり

平 やき鯛 かもうり しいたけ

焼もの なし

中下之分猪口ニ木うり酢あへ

此代九匁三分

但し飯代一度上之客右式さら内々付込有_レ之也 會所へ書入置も木者不_二相用_一

蓋

右之通、首尾能御出立被_レ遊、目出度、重畳_く
御見立

中橋町境ニ柴屋忠介 小西佐兵衛 大と屋新右衛門

會所表迄 鳥飼屋檜藏 同 惣七

其間迄 あふら屋藤兵衛 ふた屋忠兵衛

通候故如_レ此ニて十二まで者不_レ行 右ニ候町代惣代名札ヲ以下役与兵衛ヲ遣ス

追而

御勘定方、寝ほけ先生とて高名之御方ゆへ、取持之衆中一統いろくくと骨ヲ折、書を賞望いたし各申受候。右ニ付御見舞人多、客来たへ不_レ申事故、酒等いかふはずみ申候而、酒代殊之外餘分与相掛り申候事。

別而小にし左兵衛、書を殊之外せふり被_レ申、餘分にニ被_二申受_一候。依_レ之而氷豆腐百、錢別ニ被_二差出_一候

追加

右酒宴之節、誠ニ敵之様ニ泉屋新兵衛といふ町人の、腹に何もなきのうれん大順才者老人参、めつたむしやうに黒き顔して道三町人共ははるか下ニ見て、酒計スハくくらしい候ゆへ、懷中紙入は落さぬやうニ首へひもかけ居候。有時ニ

業平と背中を合して寒さかな

然ルに、其後夜客来し内ニ、かぶらは、又はばたとやらいわん阿蘭陀いしや一座ニて、右ばた絵一枚取あげ見るニ、右の和泉新、夫はなんでござると尋ニ、是はきぬたエ、成(取)程といふ様成(取)。丸ザ會所清六同様之もの也。ケ様なものは重而見付次第、有合之棒ニてたゝきふせ、御宿中のはらいせいたすもの也。穴賢_く

惣會所之書出シ 下書之写

覚

一 百七十式匁式分 御上下七人八月十五日朝より十八朝迄御賄料

但し御着御出立まで御老人前式匁三分宛 平日者老人前式匁宛

一 三匁 のし代

一 七十四匁 御上絹夜具三帖 蚊帳三張 寝こさ一枚 下夜具者老帖 勝手方夜具六

帖かりちん

一 六十式匁 御宿前に人足雇ちん

一 四十五匁四分 御逗留中油ろうそく 炭薪茶代

一 四十一匁式分 飯湯殿取繕風呂かりちん 其外所々取繕入用

一 十八匁 御宿入用處新ニ相調老人払損候

ノ四百式十二匁八分

内金壺両 御宿料上下置也

代六十三匁八分

残り三百五十九匁

右之通扣置候事

八月廿日

年寄 柴屋忠介

月行司 近江屋藤兵衛

小にし左兵衛

年中 ふた屋半衛門

とり養屋惣七

ふた屋忠兵衛

鳥飼屋檜蔵

助役

文化元子年八月

御宿楊御借物之留

道修町三丁目

覚

一 掛あんと 近江屋藤兵衛様

一 上あんと 式本 大□□伊兵衛様

一 掛あんと 壺ツ 右御同人

一 上たはこ盆 式ツ 近江屋藤兵衛様

一 掛軸 一箱 近江屋藤兵衛様

一 袋入花生 右御同人

一 手拭かけ箱 右御同人

一 箱入料紙箱 近江屋藤兵衛様

同 并硯箱

一 春□木具 大式

小壺 右御同人

一 御刀掛ケ 右御同人

一 箱入柳菓子盆 壺 右御同人

一 手たらい 壺 鳥飼屋惣七様

一 刀掛二 絆屋深左衛門様

文化元子年八月

道修町三丁目 年行司

御宿掛り買物帳

覚

七月晦日 一 並粉 代九匁 九束

一同 一 竹くき 代五 五合

一同 一 手間 代弍厘 半人

八月朔日 一 榎粉 代七匁 五束

一同 一 並粉 代三匁 三束

一同 一 竹くき 代壹匁 壹升

一同 一 手間 代四匁 壹人

八月二日 一 竹くき 代五 五合

㊦ 檜皮屋太郎兵衛

一同 一 木賊茶吞茶碗 代三匁四 十

一同 一 大ちびん 代壹匁弍 壹

一同 一 中ちびん 代弍匁五分 壹

㊦ 善屋平兵衛

八月六日 一 本尺廻り長弍間半三〇留り 代十五匁六分

一同 一 弍丁尺廻り長弍間半割留り 代七匁九分

一同 一 弍丁同弍間半割留り 代五匁八分

一同 一 壹丁本尺弍間弍尺

代三匁六分

⊗竹屋甚右衛門

八月七日

一 沓間すたれ 代三百五十文 貳枚

一 雪隠窓すたれ 代百文 沓一枚

⊗四百五十文 葭屋善兵衛

八月五月初

一 手傳 沓人 家根繕ひ

同七日

一 同 沓人半 仲庭しつくい 惣仕替

同八日

一 同 貳人

同九日

⊖ 同 三人 十日 貳人

九人半

朔日より二日四日 五日 六日

一大工 沓人 半人 沓人半

一 半人 同八日 半人

⊖ 沓人

一 次六郎兵衛障子張 沓人

同六日 半人 同八日 半人

但しなんと類腰張用とも

⊗貳人

⊖美の紙 沓匁六分かへ 沓束 代拾六匁 紙屋亀太郎

〈以下五丁略〉

文化元年子年八月 掛り役人 鳥飼屋藤兵衛

小にし佐兵衛

御勘定大田直次郎様御用宿之節會所普請方諸費物一件記レ之

△以下覚二丁略▽

別紙

御證文式通写遣_レ之条可_レ得_二其意_一候以上

子七月

大田直次郎

人足三人馬三疋從_二江戸_一肥前長崎迄、上下并九州中國筋村々之内廻_レ村御用中、幾度茂可_レ出_レ之、是者御用二付大田直治郎罷越付而相渡申候者也

文化元子七月 采女印

二

大田直治郎持参之御用書物、長持忝棹從_二江戸_一肥前長崎迄、上下并九州中國筋村々之内廻_レ村御用中幾度急度可_二持参_一者也。

子七月

采女印

覚

御證文

一 人足三人

一 馬 三疋

同忝疋者人足三人代ル

外 賃人足三人

右者大田直治郎儀、肥前國長崎御用交代ニ付、明廿五日明ヶ六ヶ時江戸出立被_レ致候間、書面之人馬之

三

道中無_レ帶差出、賃錢之分者御定賃錢請取、餘計之人馬一切差出申間敷候。

尤川越渡船場等者前後宿々申合、差支無_レ之様可_レ被_レ致候。此先触早々順達、伏見宿より大坂銅座江可_レ被_二相届_一候。以上。

子七月廿四日

大田直治郎内 長谷川丹治 印

品川宿より 東海道筋 大津 京都廻り大坂迄

宿々問屋年寄中

泊附

七月廿五日 神奈川

四

同廿六日 藤沢

同廿七日 小田原

同廿八日 三嶋

同廿九日 蒲原
八月朔日 府中
同二日 金谷
同三日 見附
同四日 白須賀
同五日 岡崎
同六日 宮
同七日 関
同九日 石部
同十日 大津 京都廻り伏見
（以下覚一枚略 混在カ）

長崎御交代 御支配勘定方 太田直次郎様

同 十一日 乗船 大坂着

追而上下被_二罷越_一候。泊宿_二而者宿老軒申付置、所有合之品を以相賄、馳走ケ間鋪儀一切被_レ致間鋪候。以上。

差上申一札之事

一此御触書老通、昨三日夜天龍川端迄御着被_二遊下_一候處、出水仕夜越難_レ仕、今四日卯下刻御渡船仕候。為_レ其一札差上申候。以上。

子八月四日 □州年寄

天竜（カ）

太郎右衛門

太郎兵衛

乍恐口上

長崎御交代御支配勘定役

大田直次郎様

右御宿此度西會所へ被_レ為_二仰付_一奉_レ候。乍_レ恐書付を以御_レ奉_レ申候。以上。

文化元子年七月十三日 紙屋忠助

御東

御支配 道三

御東御請役

□永喜弥太様

天草□御交代

小川喜一郎様

右御三人様とも江戸表當月廿過之御出立

乍恐口上

御支配御勘定方

太田直次郎様 御上下七人

右者就_二御用_一從_二江戸表_一被_レ為_二御登遊_一候_二付_一、先月十三日丁内かい所御宿被_レ為_二仰付置_一
一今卯中刻被_レ為_二御着遊_一候_二付_一乍_レ恐此段御断奉_二申上_一候。以上。

文化元子年八月十五日 道修町三丁目年寄

紙屋忠助

御奉行様

〈以下覚一枚略〉